

## 第三者評価結果入力シート（児童自立支援施設）

種別	児童自立支援施設
----	----------

### ①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ
--------------------------

### ②評価調査者研修番号

SK2021304 12保A006 SK2022037 22児C006 S2022097
--

### ③施設名等

名称：	沖縄県立若夏学院
施設長氏名：	行松 彩子
定員：	30名
所在地(都道府県)：	沖縄県
所在地(市町村以下)：	那覇市首里大名町3-112
T E L：	098-885-5453
U R L：	
<b>【施設の概要】</b>	
開設年月日	1969/8/
経営法人・設置主体（法人名等）：	沖縄県
職員数 常勤職員：	24名
職員数 非常勤職員：	11名
有資格職員の名称（ア）	社会福祉士
上記有資格職員の人数：	12名
有資格職員の名称（イ）	社会福祉主事
上記有資格職員の人数：	4名
有資格職員の名称（ウ）	教員免許（小・中・高）
上記有資格職員の人数：	9名
有資格職員の名称（エ）	自動車整備士
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（オ）	
上記有資格職員の人数：	名
有資格職員の名称（カ）	
上記有資格職員の人数：	名
施設設備の概要（ア）居室数：	5室（一人部屋1・二人部屋2・四人部屋2）
施設設備の概要（イ）整備等：	農場、体育館、分校
施設設備の概要（ウ）：	
施設設備の概要（エ）：	
施設設備の概要（エ）：本体	

#### ④理念・基本方針

- 1) 素直な心を育てる。
- 2) 感謝の心を育てる。
- 3) 忍耐の心を育てる。
- 4) 働く心を育てる。
- 5) 努力する心を育てる。

#### ⑤施設の特徴的な取組

〈人的サービス面〉

- 1) 自立支援計画の作成と計画に基づく支援、計画見直しの実施。
- 2) 親子関係再構築のための児童及び保護者への支援。
- 3) 入所児童の家庭復帰を支援するため、その家族への支援やアフターケア等の実施。

〈設備・環境面〉

- 1) 子どもが安心して過ごせる環境整備。
- 2) 地域住民へのサービスによる連携。

#### ⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	訪問調査	令和6年2月13日～14日
	評価結果確定日	令和6年3月29日
受審回数	4回目	
前回の受審年度	令和2年度	

#### ⑦総評

##### ◇特に評価の高い点

1. 子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。

子どもの自主的・主体的な活動として、学習発表会や意見発表会等が行われ、午後の活動として、折り紙教室や生花等のマナー教育等の他、主体的なスポーツ活動が取り入れられ、野球やバドミントンは県外の試合にも参加している。休日の運動場の使い方も子どもの意見をもとに割り当てしている。学習発表会では、司会や挨拶を子どもが行い、子どもたちが自らやりたいラップダンスを全員で披露し、琉舞やピアノを習い始めた子どもが発表するなど、分校や寮、学院職員が指導や準備等一丸となって支援している。毎週火曜日は、子どもと個別に話し合う時間を設けて、子どもたちも「テレビ視聴の時間延長や居室替え」等、自分の思いや意見を伝える場として理解している。子どもの要望は寮内で話し合っており、できることは取り組んでいる。家庭での経験不足や理解力が弱い子どもには、掃除の仕方や洗濯物の干し方、片付けや整理整頓等、職員と一緒にいたり、イラストやポスター等も活用して視覚的に教えたりする等、発達段階に応じた生活習慣の支援を行っている。

2. 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っている。

食事については、各寮においてリビングダイニングで3食共に食事指導やコミュニケーションを取りながら職員が子どもと一緒に摂っている。献立は、三食一汁二菜を基本に、昼食にはデザートが追加され、夕食後は牛乳とおやつも提供されバランスの良い食生活が身につくように支援されている。ソーキ汁や沖縄そば、チャンプルー類やクーブイリチーなど沖縄の食文化を伝えるメニューも取り入れている。厨房で調理された食事は寮に運ばれる直前まで、保温庫、冷蔵庫に保管し、適温提供に配慮されている。食事の量は児童の発達に合わせて配膳するが、苦手な献立は少量から挑戦させ無理強いないように配慮している。病気の時は、体力が回復できるようおかゆ等を提供している。食に関心が持てるように畑では季節に応じた野菜を栽培している。献立によって食器を使い分け、生け花教室の作品を飾り、食事を美味しく食べられるように工夫している。栄養士の定期的な給食委員会の開催や嗜好アンケート調査や残食調査等を実施し、子どもたちの意見を取り入れている。厨房で調理された食事は子ども達が運び、配膳や片付けを当番で行っている。寮内に設置されているガスコンロや電子レンジを使用し簡単な調理技術が身に付くように支援している。

3. 職員の質の向上に向けた体制が確立し、取り組みを行っている。

職員一人ひとりの育成に向けて、県の福祉分野の人材育成方針に「福祉分野の人材に求められる職員像」を明記し、県の人事評価制度に基づいて目標管理が行われている。職員は目標（児童への支援充実、学院の円滑な組織運営及び職員の資質向上）に沿って各自の業務内容ごとに目標（いつまでに、何を、どの水準まで）を設定して達成状況等について自己申告している。職員が設定した目標と達成状況及び評価については、上司による年2回（期首・期末）の面接を通して進捗状況や目標達成度の評価・確認が行われている。新任職員には、フレッシュマントレーナー養成研修を修了した職員（基本的に寮長や3年目以上の職員）が1年間、OJTを実施している。院内研修計画に基づいて毎月研修が実施されている。境界線についてや性教育（いのちの授業）を分校と連携して実施し、「職員と子どもの距離感について」等の院長講話や「新任職員の悩みや気づきからの意見交換を行う研修」を実施する等、研修内容やカリキュラムの評価、見直しもを行っている。厚生労働省主催の国立施設での新任研修や中堅職員研修、全国及び九州の児童自立支援施設職員研修等に職員を派遣している。

◇改善を求められる点

1. 標準的な実施方法について定期的に検証・見直しの実施が望まれる。

支援に関する標準的な実施方法については、児童の日常生活支援については「指導要領」が作成されている。苦情解決要領、被措置児童等虐待対応マニュアル、危機管理マニュアル、性教育実施要領、家族支援実施要領、実習受け入れに関する要綱等の各種マニュアルが整備されている。

現在作成されているマニュアルは、平成29年度に作成されているが、見直しが確認できなかった。中・長期計画にマニュアルの見直し方針が記載されており、方針に沿った定期的な検証・見直しが望まれる。なお、子どもの尊重や権利擁護、プライバシー保護については、「指導要領」の支援方針等に追記するとともに、標準的な実施方法（指導要領）にもとづいて実施されているかを確認する仕組みの明文化も望まれる。

2. 支援の質の向上に向けた組織的・計画的な取組が望まれる。

支援の質の向上に向けた組織的な取組については、毎年自己評価を実施し、定期的に第三者評価を受審している。自己評価の担当者は寮長で評価結果の集計・分析を実施し、寮長会議で検討委員会を開催し、課題を明示している。

明文化した課題について改善実施計画を作成し、計画の実施後は実施状況の評価にもとづき計画を見直すことが望まれる。

3. 安心・安全な支援の実施のために組織的な取り組みが望まれる。

感染症の予防や発生時の対応については「危機管理・対応マニュアル」に「食中毒への対応」と「感染症への対応」について、発生時のフローチャートが具体的に記載され、職員に周知されている。職員は、子どもからの訴えや状況を把握し、子どもが発熱した場合や感染症が疑われる場合は、感染症マニュアルに基づいて適切に対応している。災害時の対応体制については「非常災害対策要綱」に基づいて、自衛消防隊の組織図が作成され、消防訓練計画をもとに年2回は消防署に届出を行い毎月訓練が実施されている。職員は常に子どもと同行し、一緒に避難し、安否確認の点呼を行う体制となっている。薬や非常食が備蓄され、備蓄リストが作成されている。

感染症対策の責任と役割を明確にした管理体制の要綱等の作成、及び対応マニュアルの定期的な見直しを行うとともに、予防や安全確保に関する研修会等の開催が望まれる。なお、災害時においても支援を継続するために、早急に「事業継続計画」（BCP）の作成が望まれる。

⑧第三者評価結果に対する事業者のコメント

今回4回目の受審となります。この受審を通じて職員一人一人が改めて自らの支援のあり方や日々の業務内容について振り返る良い機会となりました。それと同時に、学院が社会に求められている役割やこれから施設が向かうべき方向性を再確認することができました。

課題として挙げられた点につきましては、改善に向けて計画的・組織的に取り組み、学院が子ども達にとって安心、安全な場所となるようさらなる支援の質の向上に向けて努力してまいります。

⑨各評価項目にかかる第三者評価結果

# 福祉サービス第三者評価 児童自立支援施設 評価結果

## 評価項目

評価結果

共通

### I 支援の基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

1 ① 理念、基本方針が明文化され、周知が図られている。 a

判断基準	a	法人・施設の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、子どもや保護者等への周知が図られている。
	b	法人・施設の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
	c	法人・施設の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。
	n	分からない、判断できない。

着眼点	○	1	理念、基本方針が法人、施設内の文書や広報媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
	○	2	理念は、法人、施設が実施する支援の内容や特性を踏まえた法人、施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
	○	3	基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
	○	4	理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
	○	5	理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、子どもや保護者等への周知が図られている。
	○	6	理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。

コメント	<p>■取組状況</p> <p>本院は県立として運営されており、理念、基本方針は学院訓と支援目標として県のホームページに公開され、業務概要及び指導要領に明記され職員に配布し、年度初めの院長講話で職員に説明されている。学院訓は「素直、感謝、忍耐、働く、努力する」の5つの「心を育てる」とし、支援の内容や使命、考え方を読み取ることができる。基本方針は子どもの支援に取り組む指導理念と職員の基本姿勢で構成され、運営主体である県の職務行動規範として具体的な内容となっている。理念や基本方針について、子どもには「学院生活のしおり」を、保護者には「学院のしおり」（以下「パンフレット」という）の資料をわかりやすく作成して配布し説明している。理念や基本方針の周知状況の確認は、院長講話や職員朝会、寮長会議等や日々の支援を通して実施し、継続的な取組を行っている。</p>
------	---

評価項目		評価結果
I - 2 経営状況の把握		
(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
判断基準	a	施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
	b	施設経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
	c	施設経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。
	n	分からない、判断できない。
着眼点	○ 1	社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し、分析している。
	○ 2	地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し、分析している。
	○ 3	子どもの数・子ども像等、支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータを収集するなど、施設（法人）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
	○ 4	定期的に支援のコスト分析や施設入所を必要とする子どもの推移、利用率等の分析を行っている。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>施設経営をとりまく環境と経営状況については、全国や九州の児童自立支援施設長会議へ参加し、県の担当部署からの情報により福祉全般の動向を把握している。地域の福祉計画の内容や動向については、児童相談所が発行する業務概要から支援のニーズやデータを把握している。令和5年12月に統計資料（令和元年度～令和5年度）を作成し、入所児童の学年別在籍状況、相談所別、入所理由別、地域別、保護者の状況や退所理由別等14項目にわたって集計・分析している。分析結果から虐待や発達障がい・行為障害の問題を抱えている子どもが多く、施設の老朽化や人員配置など分析している。</p>	
3	② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
判断基準	a	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
	b	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。
	c	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。
	n	分からない、判断できない。
着眼点	○ 1	経営環境や支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
	○ 2	経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。
	○ 3	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
	○ 4	経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>経営課題を明確にした具体的な取組として、財務状況については庶務班長が8～9月に分析して県への予算要求をし、クーラーの使用等による光熱費の消費量増加については寮長会議等で職員に注意喚起している。今年度の課題として、男子の児童数が10名以下となった際に2寮体制から1寮体制となったが、児童数が増えてきたため満室状態で、トイレや風呂場、居住空間等が狭い状況となっている。児童自立支援専門員の選考採用試験の復活と体育館の老朽化に伴う建て替え等の施設整備、運営面等の課題も明確にしている。これらの課題や問題点について県の担当部署に文書で提示して説明し、体育館の建替え、各施設のクーラーの入替え、塀の改修等の施設整備に取り組まれている。</p>	

評価項目		評価結果
I-3 事業計画の策定		
(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
判断基準	a	経営や支援に関する中・長期の事業計画、及び中・長期の収支計画を策定している。
	b	経営や支援に関する中・長期の事業計画、または中・長期の収支計画のどちらかを策定してなく、十分ではない。
	c	経営や支援に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。
	n	分からない、判断できない。
着眼点	○ 1	中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。
	○ 2	中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
	○ 3	中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
	○ 4	中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。
コメント		<p>■取組状況 中・長期的なビジョンを明確にした計画策定については、児童自立支援施設のあり方や課題と将来像を明確にし、人員配置や施設・設備の現状を踏まえた中・長期計画を令和5年3月に策定している。長期的計画には、職員体制及び寮体制、職員採用、寮長の勤務体制、年長児童への対策が記載されている。中・短期計画には、指導要領の見直しや人材育成、防犯対策、設備等の改修、アフターケアに関する基本的な支援指針の策定等が記載され、問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。</p> <p>■改善課題 中・長期計画の期間及び数値目標等の設定や収支計画書の作成が望まれる。</p>
5	② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
判断基準	a	単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
	b	単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
	c	単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。
	n	分からない、判断できない。
着眼点	○ 1	単年度の計画（事業計画と収支予算）に、中・長期計画（中・長期の事業計画と中・長期の収支計画）の内容が反映されている。
	○ 2	単年度の計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
	○ 3	単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
	○ 4	単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
コメント		<p>■取組状況 単年度の計画策定は、中・長期計画を踏まえ、設備等の改修、職員研修等を反映している。職員研修として毎年、国立武蔵野学院や国立きぬ川学院等に職員を派遣している。計画に明記された設備等の改修については、周辺の塀の補修等の工事が終了し、体育館の建替えは今年度着手している。</p> <p>■改善課題 実施状況の評価が行えるよう単年度計画に数値目標と、実行可能な具体的な内容を設定することが望まれる。</p>

## 評価項目

評価  
結果

### (2) 事業計画が適切に策定されている。

6	①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
判断基準		a 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	
判断基準		b 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。	
判断基準		c 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。	
判断基準		n 分からない、判断できない。	
着眼点		○ 1 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	
着眼点		2 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。	
着眼点		3 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	
着眼点		○ 4 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	
着眼点		○ 5 事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等）されており、理解を促すための取組を行っている。	
コメント		<p>■取組状況 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しとして、運動会や学習発表会等の行事終了後に各班で職員からのアンケートが実施されている。事業計画は毎年、2月頃に次年度案を作成し、寮長会議で検討し年度末までに作成している。事業計画は年度の運営方針として業務概要に掲載し、行事日程表（事業計画を含む）と一緒に年度初めの分校との合同会議で全職員に配布して、寮長会議で説明し、寮単位で寮長から職員に説明している。</p> <p>■改善課題 事業計画は、実施状況の把握・評価が行える内容で設定するとともに、評価・見直しの時期、手順を明文化し、それにもとづいて評価されることが望まれる。</p>	
7	②	事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
判断基準		a 事業計画を子どもや保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。	
判断基準		b 事業計画を子どもや保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。	
判断基準		c 事業計画を子どもや保護者等に周知していない。	
判断基準		n 分からない、判断できない。	
着眼点		○ 1 事業計画の主な内容が、子どもや保護者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。	
着眼点		2 事業計画の主な内容を子ども会や保護者会等で説明している。	
着眼点		3 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、子どもや保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	
着眼点		○ 4 事業計画については、子どもや保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	
コメント		<p>■取組状況 事業計画は、掲示して子どもや保護者等へ周知している。行事への保護者の参加を促すため、運動会や学習発表会、意見発表会は開催通知を郵送している。寮担当職員は適宜、行事案内を行っている。</p> <p>■改善課題 事業計画の主な内容をわかりやすく説明した資料を作成し、子どもや保護者等が理解しやすいよう工夫して説明することが望まれる。</p>	

評価項目		評価結果
I - 4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組		
(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
判断基準	a	支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
	b	支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
	c	支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。
	n	分からない、判断できない。
着眼点	1	組織的にPDCAサイクルにもとづく支援の質の向上に関する取組を実施している。
	2	支援の内容について組織的に評価(C: Check)を行う体制が整備されている。
	3	定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
	4	評価結果を分析・検討する場が、施設として位置づけられ、実行されている。
コメント	<p>■取組状況 支援の質の向上に向けた組織的な取組については、毎年自己評価を実施し、定期的に第三者評価を受審している。自己評価の担当者は寮長で評価結果の集計・分析を実施し、寮長会議で検討委員会を開催している。</p> <p>■改善課題 自己評価結果から課題を抽出し、課題の改善に至るまでのPDCAサイクルにもとづく支援の質の向上に関する取組の実施が望まれる。</p>	
9	② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
判断基準	a	評価結果を分析し、明確になった施設として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
	b	評価結果を分析し、明確になった施設として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施しているが、十分ではない。
	c	評価結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にしていない。
	n	分からない、判断できない。
着眼点	1	評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
	2	職員間で課題の共有化が図られている。
	3	評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
	4	評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
	5	改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。
コメント	<p>■取組状況 評価結果にもとづく課題の明確化と改善策の実施については、業務総括を年度末に実施し、寮長会議において第三者(自己)評価学院内検討委員会を開催し、中長期計画において課題を明文化している。その課題として児童動態や現状分析の結果、人員配置、専門性の向上を図る養成研修、心理療法担当職員の複数配置、中卒・高校生などの年長の児童への対応、個別寮等の施設設備の整備等が明示されている。その課題について寮長会議で改善策を検討する体制となっている。</p> <p>■改善課題 明文化した課題について改善実施計画を作成し、計画の実施後は実施状況の評価にもとづき計画を見直すことが望まれる。</p>	

評価項目

評価結果

II 施設の運営管理

II-1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。

10	① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し、理解を図っている。		a
	判断基準	a	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
		b	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
		c	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。
		n	分からない、判断できない。
	着眼点	○ 1	施設長は、自らの施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
		○ 2	施設長は、自らの役割と責任について、施設内の広報誌等に掲載し、表明している。
		○ 3	施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し、周知が図られている。
		○ 4	平常時のみならず、有事（事故、災害等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。
	コメント	<p>■取組状況</p> <p>施設長は自らの役割と責任を職員に表明し理解を図っていることについては、今年度の業務概要に運営方針として理念、基本方針及び運営の重点目標を明確にしている。危機管理マニュアルには院長の役割と責任が明記され施設内に設置している。県の職務分掌規程で院長の役割等が明確にされ、院内研修や院長講話で表明し職員に周知している。有事（事故、災害等）における施設長の役割と責任について、不在時は庶務班長に権限委任することが「若夏学院災害対策要綱」に明記されている。</p>	
11	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。		a
	判断基準	a	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
		b	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
		c	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。
		n	分からない、判断できない。
	着眼点	○ 1	施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。
		○ 2	施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
		○ 3	施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
		○ 4	施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。
	コメント	<p>■取組状況</p> <p>遵守すべき法令等を正しく理解するための取組について、院長は県職員の職務行動規範や倫理規程にもとづいて利害関係者との適正な関係を保持している。厚生労働省主催の施設長研修を受講し、県の主管課からの通知等で施設内虐待や個人情報保護等の遵守すべき法令等を把握している。職員に対しては職員朝会や院内研修の院長講話で遵守すべき法令等を周知し、施設内虐待の防止等に取り組んでいる。また、職員は国立武蔵野学院や国立きぬ川学院等において研修を受講させ、法令等の周知や遵守のために取り組んでいる。</p>	

評価項目		評価結果
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
判断基準	a	施設長は、支援の質の向上に意欲をもち、施設としての取組に十分な指導力を発揮している。
	b	施設長は、支援の質の向上に意欲をもち、施設としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
	c	施設長は、支援の質の向上に関する施設の取組について指導力を発揮していない。
	n	分からない、判断できない。
着眼点	○ 1	施設長は、支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
	○ 2	施設長は、支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
	○ 3	施設長は、支援の質の向上について施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
	○ 4	施設長は、支援の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
	○ 5	施設長は、支援の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。
	○ 6	(5種別共通) 施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>支援の質の向上に対する施設長の指導力の発揮については、毎年、自己評価を実施し、定期的に第三者評価を受審している。自己評価と第三者評価は、寮長が責任者として担当し、寮長会議で検討する体制となっている。職員の意見を反映させる場として、寮担当者会議や寮長会議を位置づけ、行事班、研修・性教育班、生徒指導班、学習指導班等を設置し職員の意見を反映し取り組んでいる。各班からの意見により学習指導班が設置され学習ボランティアを受け入れ、寮学習を充実させるために取り組んでいる。研修・性教育班を中心に「いのちの授業（思春期教室）」や「性的問題行動について」を実施し、外部講師による「非行行為の背景を理解するための（自己肯定行動）とトラウマ記憶」等の院内研修を実施している。厚生労働省主催の新任職員研修や中堅職員研修、全国及び九州児童自立支援施設職員研修等の県外研修に職員を派遣している。院長は自己研鑽に励み、課題を把握して院内講話を年3回実施している。日々の会議においても職員の気になること等についてはその都度、指示・助言している。</p>	

評価項目			評価結果
13	② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。		a
判断基準	a	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。	
	b	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
	c	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。	
	n	分からない、判断できない。	
着眼点	○ 1	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	
	○ 2	施設長は、施設（法人）の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	
	○ 3	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、施設内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	
	○ 4	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>経営の改善や業務の実効性を高める取組については、毎年、入所児童についての分析を行い、過去5年間の集計・分析が実施されている。人事と財務については県の担当部署で行われている。予算要求や職員定数増については寮長会議で分析・検討した結果、主査職及び男性の自立支援専門員の配置について県のヒアリングで要求している。指導班の定数17人に加えて18人（心理療法専門員、家庭支援専門相談員、個別対応職員、児童自立支援員、児童生活支援員、生活指導専門員）を配置し、各寮毎に24時間2人支援体制を整えている。院長は、職員朝会や寮長会議、院長講話等を通して職員の意識形成を図り、チームでの支援の一貫性に取り組んでいる。また、緊急時の対策として、即座にミニカンファレンスが開催できるよう体制を変更し、決定事項の緊急通知を関係職員に周知する手段を決定し実施していることは、業務の実効性に向けて取り組んでいる。毎日の入所児童の書いた反省文へのコメントを担当職員を含め複数名の職員で記載すること、また日誌等への押印を省略するなど業務の改善に取り組んでいる。</p>		

評価項目		評価結果
Ⅱ－２ 福祉人材の確保・育成		
(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
判断基準	a	施設が目標とする支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
	b	施設が目標とする支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
	c	施設が目標とする支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。
	n	分からない、判断できない。
着眼点	○ 1	必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
	○ 2	支援に関わる専門職（有資格の職員）の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
	○ 3	計画にもとづいた福祉人材の確保や育成が実施されている。
	○ 4	施設（法人）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。
	○ 5	（5種別共通） 各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。
コメント	<p>■取組状況 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な取組としては、県として「福祉分野の人材育成方針」が定められ、支援に関わる専門職として児童自立支援専門員の選考採用や人員等について具体的な計画が作成されている。人員配置や人材育成についての基本的な考え方は中・長期計画に明記され、計画にもとづいた福祉人材の確保については、県のホームページを活用している。採用に当たっては、基本的に児童自立支援専門員の有資格者をハローワークや、情報誌への掲載、施設勤務経験者への声掛けなど人材確保に向けて取り組み、育成に努めている。また、加算職員として個別対応職員や家庭支援専門相談員を配置している。</p> <p>■改善課題 早急な専門職員の確保が望まれる。</p>	

評価項目		評価結果
15	② 総合的な人事管理が行われている。	b
判断基準	a	総合的な人事管理を実施している。
	b	総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
	c	総合的な人事管理を実施していない。
	n	分からない、判断できない。
着眼点	○ 1	法人、施設の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にし、職員自らが将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みができている。
	○ 2	人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
	○ 3	一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
	○ 4	職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
	○ 5	把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
コメント	<p>■取組状況          県の福祉分野人材育成方針に「期待する職員像」が明記され、院長講話で周知している。採用や配置、異動等については県の人事基準に基づいて実施され、県職員として人事評価制度が導入されている。評価分析に基づき、夜勤対応等のため男性職員、主査級職員の配置が求められており県の担当部署に要求している。</p> <p>■改善課題          福祉分野人材育成方針に基づいた更なる取組が望まれる。</p>	

評価項目

評価結果

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。		a
判断基準	a	職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。	
	b	職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。	
	c	職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。	
	n	分からない、判断できない。	
着眼点	○ 1	職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。	
	○ 2	職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。	
	○ 3	職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。	
	○ 4	定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の相談窓口を施設内に設置するなど、職員が相談しやすいような仕組みの工夫をしている。	
	○ 5	職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。	
	○ 6	ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。	
	○ 7	改善策については、人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し、実行している。	
	○ 8	福祉人材の確保、定着の観点から、施設の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>労務管理に関する責任者は院長で、職員は出退勤時にカードをかざすことで県の管理システムで時間外労働が把握されている。有給休暇の取得状況は、庶務班長が確認して就業状況を把握している。職員の勤務状況は県の健康管理システムでも把握され、時間外労働が多い職員に対しては健康管理センターから連絡があり、必要に応じて産業医の面接や院長面接が実施されている。毎年、職員の健康診断（夜勤職員は年2回）や人間ドック（規程に準じて）を実施している。年2回、個別面談が実施され、職員の相談には寮長や班長が対応している。県職員として退職金制度や諸手当、夏期休暇等、総合的な福利厚生がある。妊娠中は勤務時間への配慮があり、産前・産後休暇の取得や育児休業は3年間取得可能である等、ワーク・ライフ・バランスに配慮されている。働きやすい職場作りとして、夜間帯は各寮2人体制を実施している。</p>		

評価項目			評価結果
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。		a
判断基準	a	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。	
	b	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。	
	c	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。	
	n	分からない、判断できない。	
着眼点	○ 1	施設として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	
	○ 2	個別面接を行う等施設の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標（目標項目、目標水準、目標期限）が明確かつ適切に設定されている。	
	○ 3	職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	
	○ 4	職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>職員一人ひとりの育成に向けて、県の福祉分野の人材育成方針に「福祉分野の人材に求められる職員像が明記され、県の人事評価制度に基づいて目標管理が行われている。職員は主管課の目標（児童への支援充実、学院の円滑な組織運営及び職員の資質向上）に沿って各自の業務内容ごとに目標（いつまでに、何を、どの水準まで）を設定して達成状況等について自己申告している。職員が設定した目標と達成状況及び評価については、上司による年2回（期首・期末）の面接を通して進捗状況や目標達成度の確認・評価が行われ、処遇に反映されている。</p>		
18	② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。		a
判断基準	a	施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	
	b	施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。	
	c	施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。	
	n	分からない、判断できない。	
着眼点	○ 1	施設が目指す支援を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	
	○ 2	現在実施している支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	
	○ 3	策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	
	○ 4	定期的に計画の評価と見直しを行っている。	
	○ 5	定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>「期待する職員像」として指導要領に「職員の基本姿勢」を明示している。県の「福祉分野の人材育成方針」には、「福祉分野の人材に求められる職員像」を明記するとともに社会福祉職の必要数や心理職の配置と必要数、児童自立支援専門員の選考採用と必要数等が明示されている。院内研修計画は研修・性教育班が作成し、計画に基づいて研修が実施されている。研修後は職員アンケートを集計・分析して振り返り、次年度に反映させる体制がある。計画は年度末に職員の意見を反映させて研修・性教育班が見直している。境界線についてや性教育（いのちの授業）を分校と連携して実施し、「職員と子どもの距離感について」等の院長講話や「新任職員の悩みや気づきからの意見交換を行う研修」を実施する等、研修内容やカリキュラムの評価、見直しも行っている。厚生労働省主催の国立施設での新任研修や中堅職員研修、全国及び九州の児童自立支援施設職員研修等に職員を派遣している。院外研修受講者が提出した復命書は、全職員に回覧している。</p>		

評価項目			評価結果
19	③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。		a
判断基準	a	職員一人ひとりについて、教育・研修等の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。	
	b	職員一人ひとりについて、教育・研修等の機会が確保されているが、参加等が十分でない。	
	c	職員一人ひとりについて、研修機会等が確保されていない。	
	n	分からない、判断できない。	
着眼点	○ 1	個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	
	○ 2	新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	
	○ 3	階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	
	○ 4	外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	
	○ 5	職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	
	○ 6	(5種別共通) スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>職員一人ひとりの専門資格の取得状況は採用時の履歴書で把握し、入職後に取得した資格等は職員の申告を受けて院長が県の人事課に報告している。新任職員3人には、フレッシュマントレーナー養成研修を修了した職員（基本的に寮長や3年目以上の職員）が1年間、OJTを実施している。新任や中堅職員等の階層別研修は全国研修に派遣し、その他の職種別研修は院内や九州の研修等を受講させている。コロナ禍によりリモート研修の受講もある。外部研修の情報は寮長会議を通して寮担当者会議で職員に提供され、職員が公平に受講できるように、指導班長が実績を把握して受講者を決定している。院内研修では、院長による施設内虐待防止等の講話や精神科医師による研修、CAP研修、少年鑑別所施設見学・身体介入法演習等の研修を実施している。スーパービジョンの体制としては、月2回来院する精神科嘱託医によるスーパーバイズを実施し、院長と指導班長、心理士が院内でのスーパーバイザーの役割を果たしている。</p>		

評価項目		評価結果
(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	① 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
判断基準	a	実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
	b	実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、取組が十分ではない。
	c	実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。
	n	分からない、判断できない。
着眼点	○ 1	実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
	○ 2	実習生等の支援の専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
	○ 3	専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
	○ 4	指導者に対する研修を実施している。
	○ 5	実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。
コメント	<p>■取組状況  実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢は、「社会福祉士等に係る相談援助実習受入れに関する要綱」に明記されている。社会福祉士実習指導者講習会を修了した職員が実習の指導・助言を担当し、実習生受入れ窓口は指導班長となっており、学校と契約を交わしている。実習生は守秘義務等（新型コロナに関する確認・遵守事項も含む）の誓約書を提出している。実習プログラムは学校側の依頼を受けて、指導班長が子どもの日課に合わせて、支援計画の作成や夜勤も含めた各業務が体験できる個別プログラムを作成している。学校側との連携としては、学校で実施される担当者会議や実習報告会に実習指導担当職員が参加（オンライン参加もある）し、学校の担当者が実習中に巡回指導で訪問している。</p> <p>■改善課題  「社会福祉士等に係る相談援助実習受入れに関する要綱」に子どもや保護者、職員に対する事前説明について追記し、マニュアルとして整備することに期待したい。</p>	

評価項目			評価結果
Ⅱ－3 運営の透明性の確保			
(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。		b
判断基準	a	施設の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。	
	b	施設の事業や財務等に関する情報を公開しているが、方法や内容が十分ではない。	
	c	施設の事業や財務等に関する情報を公開していない。	
	n	分からない、判断できない。	
着眼点	○ 1	ホームページ等の活用により、法人、施設の理念や基本方針、支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	
	○ 2	施設における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公開している。	
	○ 3	第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公開している。	
	○ 4	法人、施設の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人、施設の存在意義や役割を明確にするように努めている。	
	○ 5	地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	
コメント		<p>■取組状況            運営の透明性を確保するための情報公開については、沖縄県のホームページで学院活動や支援内容を紹介し、予算・決算の情報や苦情・相談の体制、第三者評価の受審結果も公開されている。毎年、作成される「業務概要」に理念や基本方針が明記され、施設の存在意義や役割を明確にしている。子どもたちからの苦情・相談の内容や対応の結果は各寮で掲示している。</p> <p>■改善課題            苦情・相談の対応状況について、個人情報に配慮した上での公開、及び大学生対象に学習ボランティアを募集しているので、大学等へのパンフレット配布の検討が望まれる。</p>	
22	② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。		a
判断基準	a	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	
	b	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。	
	c	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われていない。	
	n	分からない、判断できない。	
着眼点	○ 1	施設（法人）における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	
	○ 2	施設（法人）における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	
	○ 3	施設（法人）の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。	
	○ 4	外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	
コメント		<p>■取組状況            公正かつ透明性の高い適正な経営・運営については、県の事務決裁規程や財務規則等でルール及び院長の職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員については事務分掌表（出先機関）が別に作成され職員に周知している。県の内部監査として、福祉政策課監査指導班による指導監査が年1回実施され、沖縄県監査委員事務局による定期監査も実施されている。外部の専門家による監査支援等の実施については、沖縄県として外部監査が実施されている。</p>	

評価項目		評価結果
Ⅱ－４ 地域との交流、地域貢献		
(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
判断基準	a	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
	b	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
	c	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。
	n	分からない、判断できない。
着眼点	○ 1	地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
	○ 2	子どもの個別の状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
	○ 3	施設や子どもへの理解を得るために、地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを心がけている。
	○ 4	子どもの買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の子どものニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。
コメント	<p>■取組状況  地域との関わり方についての基本的な考え方は、運営方針に地域との連携、発信について明記している。子どもたちは、那覇地区中体連の大会（バドミントンや陸上競技）、及び県児童福祉施設の球技大会（夏は野球やバレーボール、冬はサッカーやバスケットボール）に参加し、九州大会に派遣されることもある。那覇地区中学校の旗頭フェスタにも参加している。エイサーや旗頭、マナー教室、陶芸、書道、黒糖作りに外部講師（地域人材）を活用している。職員同伴での通院は、地域の医療機関を利用している。院長と庶務班長は石嶺福祉まつりに役員として関わっている。庶務班長と用務員が隣接する住宅との境界にある樹木を整理し、学院内の農園で野菜やサトウキビを栽培し、収穫した野菜や自家製の黒糖を近所に配布している。旗頭やエイサー等の講師に、行事（運動会や学習発表会等）への参加を呼びかけている。</p> <p>■改善課題  施設や子どもへの理解を得るために、地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションの工夫が望まれる。</p>	

評価項目			評価結果
24	② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。		a
判断基準	a	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。	
	b	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。	
	c	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。	
	n	分からない、判断できない。	
着眼点	○ 1	ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	
	○ 2	地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化して取り組んでいる。	
	○ 3	ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	
	○ 4	ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	
コメント	<p>■ 取組状況</p> <p>ボランティア受入れに関する基本姿勢は、運営方針や「学習ボランティア実施要項」に基本姿勢や登録手続、活用時間等を明記し、ボランティアの募集や連絡調整等は学習指導班が担当している。ボランティア等の受入れは、若夏学院での実習経験者や学生等を対象にすることを明示し、大学に「ボランティア・社会貢献活動募集シート」を f a x 送信して学習ボランティアを受け入れている。学習ボランティア開始前に事前オリエンテーションを実施し、個人情報保護の観点から守秘義務や写真撮影の禁止等について説明して誓約書を提出させている。そろばん指導や分校での読み聞かせボランティアも受け入れ、運動会等の行事の際は、実習生や実習終了者、元職員や元分校職員に声かけして参加・協力をお願いしている。</p>		

評価項目		評価結果
(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
判断基準	a	子どもによりよい支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
	b	子どもによりよい支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
	c	子どもによりよい支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。
	n	分からない、判断できない。
着眼点	○ 1	当該地域の関係機関・団体について、個々の子どもの状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
	○ 2	職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
	○ 3	関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
	○ 4	地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
	△ 5	地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子どものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>関係機関として児童相談所や教育機関、警察や児童養護施設等を明示し、個々の子どもの状況に応じた社会資源はケース支援記録簿に記載されている。学院や分校には、高校入試志願状況や沖縄県青少年科学作品展、親子のための相談LINE等を掲示している。職員朝会には院長や班長、寮担当職員、分校の教頭や養護教諭が参加している。職員と分校の教員で構成する合同会議を月に1回開催して情報を交換し、子どもの状況把握に努めている。児童相談所や学校等関係機関とは年2回連絡会を実施している。子どもの出身地域の要保護児童対策地域協議会に寮担当職員や家庭支援専門相談員、個別対応職員や指導班長、心理士、分校職員が参加している。原籍校訪問や進路決定のための五者面談（本人、保護者、分校教員、寮職員、原籍校）を実施している。分校との合同行事である運動会や学習発表会、意見発表会には原籍校の教員等を招待し、家族や原籍校の教員からのメッセージが分校内に掲示され、子どもたちのモチベーションアップに繋げている。</p> <p>着眼点5は、地域に適当な関係機関・団体があり、対象外とする。</p>	

評価項目		評価結果
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	c
判断基準	a	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
	b	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
	c	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。
	n	分からない、判断できない。
着眼点	1	施設（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。
	2	（社会的養護共通） 施設のもつ機能を地域へ還元したり、地域の関係機関・団体との連携等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
	3	（5種別共通） 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。
コメント		<p>■取組状況 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組については、民生委員・児童委員や教育関係者等、福祉関係機関の施設見学に対応して施設概要を説明し、学院の活動や情報を発信している。</p> <p>■改善課題 地域住民や民生委員・児童委員協議会等との交流活動や施設のもつ機能の地域への還元、地域住民に対する相談事業等の取組を通して、地域の福祉ニーズの把握に努めることが望まれる。</p>
27	② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	c
判断基準	a	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
	b	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
	c	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。
	n	分からない、判断できない。
着眼点	1	把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
	2	把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
	○ 3	多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
	4	施設（法人）が有する支援に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。
	5	地域の防災対策や被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。
コメント		<p>■取組状況 地域コミュニティの活性化やまちづくり等への貢献として、那覇地区中学校の旗頭フェスタに参加し、院長と庶務班長は石嶺福祉まつりに役員として関わっている。児童相談所等にマイクロバスの貸し出し、地域保育園に行事の練習のために体育館を使用させている。現在、体育館は改築中である。</p> <p>■改善課題 施設が有する支援に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組等を通して把握できる地域の福祉ニーズに基づく、公益的な事業・活動の実施が望まれる。</p>

Ⅲ 適切な支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。

28	① 子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。		a
判断基準	a	子どもを尊重した支援の実施についての基本姿勢が明示され、施設内で共通の理解をもつための取組が行われている。	
	b	子どもを尊重した支援の実施についての基本姿勢は明示されているが、施設内で共通の理解をもつための取組は行っていない。	
	c	子どもを尊重した支援の実施についての基本姿勢が明示されていない。	
	n	分からない、判断できない。	
着眼点	○ 1	理念や基本方針に、子どもを尊重した支援の実施について明示し、職員が理解し、実践するための取組を行っている。	
	○ 2	子どもを尊重した支援の実施に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し、実践するための取組を行っている。	
	○ 3	子どもを尊重した支援の実施に関する基本姿勢が、個々の支援の標準的な実施方法等に反映されている。	
	○ 4	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。	
	○ 5	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>職員は、理念や基本方針、子どもを尊重した支援を明示した「指導要領」に基づいて支援している。支援方針に、職員としての指導理念や基本姿勢を明記し、「沖縄県職員の職務行動規範」を掲示している。子どもを尊重した基本姿勢は、マニュアル（新入児童受け入れ・入退所について等）や「指導要領」に明記されている。子どもの尊重や基本的人権への配慮については、入所時に子どもと一緒に権利ノートの読み合わせを行い、職員は権利擁護についての院長講話やCAP研修を受講し、子どもの行動制限についての外部専門家の研修も受講している。中学校の分校と小学校の分教室を設置して子どもの学習権を保障している。週1回、寮担当者会議を実施し、個別に子どもの生活指導や支援について検討している。分校によるいじめアンケートも定期的の実施され、状況の把握に努めている。</p>		

評価項目			評価結果
29	② 子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。		b
判断基準	a	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した支援が行われている。	
	b	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した支援が十分ではない。	
	c	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。	
	n	分からない、判断できない。	
着眼点	○ 1	子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	
	○ 2	規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した支援が実施されている。	
	○ 3	一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。	
	○ 4	子どもや保護者等にプライバシー保護に関する取組を周知している。	
コメント	<p>■取組状況  子どものプライバシー保護への配慮としては、国の「児童自立支援施設運営指針」や「指導要領」、「沖縄県職員倫理規程」にもとづいて支援している。プライバシー保護については、入所時に権利ノートを活用して子どもに説明している。居室への立ち入りや通信、面会については制限があることも入所時に説明している。部屋は2～4人部屋で、机やベッドの配置を工夫し、境界線を引いて個別の領域を確保している。入浴や排泄時等の生活場面におけるプライバシー保護は、1人ずつの対応とし、細心の注意を払っている。外部関係者等の施設見学は子どもの不在時（登校中）に対応している。</p> <p>■改善課題  一人ひとりの子どもにとって安心して暮らせる環境の提供に向けた職員研修の実施、及び着替え時等におけるプライバシーに配慮した更なる支援が望まれる。</p>		
(2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
30	① 子どもや保護者等に対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。		b
判断基準	a	子どもや保護者等が支援を利用するために必要な情報を積極的に提供している。	
	b	子どもや保護者等が支援を利用するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。	
	c	子どもや保護者等が支援を利用するために必要な情報を提供していない。	
	n	分からない、判断できない。	
着眼点	○ 1	理念や基本方針、支援の内容や施設の特性等を紹介した資料を準備している。	
	○ 2	施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	
	○ 3	施設に入所予定の子どもや保護者等については、個別に丁寧な説明を実施している。	
	○ 4	見学等の希望に対応している。	
	○ 5	子どもや保護者等に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	
コメント	<p>■取組状況  子どもや保護者等に対する必要な情報の提供について、支援の利用に必要な情報としてパンフレットを準備し、県のホームページにも掲載されている。子ども用の資料は、わかりやすくフリガナをつけた「学院生活のしおり」を作成し、「寮の約束ごと」も説明している。保護者向けにはパンフレットを活用している。「学院生活のしおり」には理念や基本方針、支援内容等が記載されている。入所前に子どもや保護者への施設見学を実施し、パンフレット等を利用して、支援方針や生活指導について説明している。その上で、児童相談所で入所の同意を得ている。今年度、県のホームページがリニューアルされ、「学院生活のしおり」等の子どもに提供する情報の見直しを行っている。</p> <p>■改善課題  パンフレットには支援内容等が記載されているが、保護者にも理念や基本方針、学院での生活指導や約束ごと等を含めた資料の提供について、検討が望まれる。</p>		

評価項目		評価結果
31	② 支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
判断基準	a	支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき子どもや保護者等にわかりやすく説明を行っている。
	b	支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき子どもや保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
	c	支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき子どもや保護者等に説明を行っていない。
	n	分からない、判断できない。
着眼点	○ 1	子どもが自らの状況を可能な限り認識し、施設が行う支援について子どもが可能な限り主体的に選択できるよう、よりわかりやすくなるような工夫や配慮をして説明している。
	○ 2	支援の開始・過程における支援の内容に関する説明と同意にあたっては、子どもや保護者等の自己決定を尊重している。
	○ 3	支援の開始・過程においては、子どもや保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
	○ 4	意思決定が困難な子どもや保護者等への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。
コメント	<p>■取組状況  支援の開始時は児童相談所が子どもや保護者等に説明して同意を得ている。措置決定書や同意書はケース支援記録と一緒に保管されている。入所前に子どもや保護者に施設見学を実施し、子どもには「学院生活のしおり」で支援方針や生活指導等について説明している。入所時は児童相談所の担当職員や保護者が付き添って来院している。「新入児童の受け入れについて」が「指導要領」に具体的に明記され、入所当日の言葉かけや対応方法がルール化されている。入所時に院長と分校の教頭が説明した後で寮の担当者が説明し、入所後は担当者が生活の中で説明しているが、意思決定等が困難な子どもの場合は、言葉を短くして繰り返し説明する等の配慮がある。入所後、5日間程度はオリエンテーションの期間として個別の指導や援助のもとで活動し、環境に慣れさせる等の配慮をしている。</p> <p>■改善課題  保護者にはパンフレットで説明しているが、子どもと同様に「学院生活のしおり」を配布し説明されることが望まれる。</p>	

評価項目		評価結果
32	③ 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
判断基準	a	支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮している。
	b	支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮しているが、十分ではない。
	c	支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮していない。
	n	分からない、判断できない。
着眼点	○ 1	支援の内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。
	○ 2	他の施設や地域・家庭への移行にあたり、支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
	○ 3	施設を退所した後も、施設として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
	○ 4	施設を退所した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。
コメント	<p>■取組状況 措置変更や地域・家庭への移行にあたり、支援の継続性に配慮した手順と引き継ぎ文書については「指導要領」に明記されている。子どもの自立支援計画に沿って、定期的に児童相談所との協議・評価を行い、自立支援達成の場合は退所となる。家庭への移行の場合は、「アフターケア実施要領」に沿って支援し、退所後は担当職員と個別対応職員、家庭支援専門相談員が、おおむね1年間程度は事後指導や相談支援を行っている。児童養護施設への措置変更の場合は体験宿泊を行う等により段階的な支援に努めている。入退所に伴う学籍上の不利益が生じないように、進学や卒業は原籍校で行っている。就職する子どもには、職場体験実習受け入れ先を探し、実習委託契約書を交わして支援している。退所時は児童相談所へ届け出て、解除決定通知書を受領している。</p> <p>■改善課題 子どもや保護者等に対し、退所後の相談方法や担当者について口頭で伝えているが、その内容を記載した文書を渡すことが望まれる。</p>	

評価項目		評価結果
(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
判断基準	a	子どもの満足を把握する仕組みを整備し、子どもの満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
	b	子どもの満足を把握する仕組みを整備し、子どもの満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
	c	子どもの満足を把握するための仕組みが整備されていない。
	n	分からない、判断できない。
着眼点	○ 1	子どもの満足に関する調査が定期的に行われている。
	○ 2	子どもへの個別の相談面接や聴取等が、子どもの満足を把握する目的で定期的に行われている。
	○ 3	職員等が、子どもの満足を把握する目的で、子ども会等に出席している。
	○ 4	子どもの満足に関する調査の担当者等の設置、把握した結果を分析・検討するために、子ども参画のもとで検討会議の設置等が行われている。
	○ 5	分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。
コメント	<p>■取組状況  子どもの満足の向上を目的とする取組については、年2回、給食メニューの嗜好調査を実施している。「朝食の手作りハンバーガーは物足りない」にはフライドポテトを増量し、おやつ要望にはミルクくずもちや大学芋等の手作りおやつを増量している。今年度、子どもに意見を聞いて行った具体的な改善として、髪の毛の長さの許容範囲を緩くしている。「体育館工事にもない、活動の機会が減っているのでゲームをしたい」の子ども意見にはゲーム機を購入することが決定している。寮の担当職員は、毎日、就寝前の反省会で子どもの声を聴き、週1回の個別面接でも子どもの意向や思いを把握し、寮担当者会議で報告している。又、心理士との定期的な面接や個別対応職員・分校職員による面接等により、子どもの相談に応じている。各寮に意見箱が設置され、投函された意見を検討した結果は各寮で公表している。</p> <p>■改善課題  「豆腐が多い」の意見には、給食委員会が提供状況を集計して回答し、公表しているが、給食委員会への子どもの参画が望まれる。</p>	

評価項目		評価結果
(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	c
判断基準	a	苦情解決の仕組みが確立され、子ども等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
	b	苦情解決の仕組みが確立され、子ども等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
	c	苦情解決の仕組みが確立していない。
	n	分からない、判断できない。
着眼点	○ 1	支援の実施等から生じた苦情に適切に対応することは責務であることを理解し、苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
	○ 2	苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を子どもや保護者等に配布し、説明している。
	○ 3	苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、子どもや保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
	○ 4	苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
	○ 5	苦情内容に関する検討内容や対応策、解決結果等については、子どもや保護者等に必ずフィードバックするとともに、苦情を申し出た子どもや保護者等のプライバシーに配慮したうえで、公開している。
	○ 6	苦情相談内容にもとづき、支援の質の向上に関わる取組が行われている。
コメント	<p>■取組状況          苦情解決の仕組みは、「若夏学院苦情解決要領」に則り、責任者を院長、指導班長が補佐し、担当者は庶務班長となっている。第三者委員が2名選任され、必要時は委員会開催の整備や定期的に苦情内容等を報告する等の体制で運営されている。各寮及び管理棟に第三者委員のポスターが掲示され、意見箱と一緒に「意見・苦情申請書」記入用紙を準備し、意見が言える体制を子どもに周知している。毎月2回、月始めと中旬に庶務班長を中心に意見箱を開け意見を確認している。意見は、献立や日用品等の要望があり、苦情解決委員会で検討し、子どもにフィードバックするとともに各寮及び管理棟に回答を掲示、公表している。子どもからの意見をもとに、アンケートを実施し、長年継続されていた髪型のルールを今年度は見直している。意見、苦情等の一連の書類は、「苦情解決制度運用関係」簿冊に保管され、庶務班長が管理している。</p> <p>■改善課題          着眼点5が確認できないため[C評価]となることから、意見等を申し出た子ども等のプライバシーに配慮したうえで、苦情解決結果をホームページ等で公開することが望まれる。</p>	

評価項目			評価結果
35	② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。		a
判断基準	a	子どもが相談したり、意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを子どもに伝えるための取組が行われている。	
	b	子どもが相談したり、意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを子どもに伝えるための取組が十分ではない。	
	c	子どもが相談したり、意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。	
	n	分からない、判断できない。	
着眼点	○ 1	子どもが相談したり、意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	
	○ 2	子どもや保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	
	○ 3	相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	
コメント	<p>■取組状況 入所時に配布された権利ノートをもとに、権利や相談、意見が述べられる旨を説明し掲示している。具体的には、各寮に掲示している第三者委員のポスターが掲示されている。意見箱に投函された意見等への回答も掲示している。毎週火曜日16時より、各寮職員との個別面談が設定され、1人部屋の子どものは自室や特別室、職員室等に対応している。必要に応じて面談室やカウンセリングルームを利用し、院長や指導班長、心理士等との個別面談も行っている。また、分校教諭により分校内での面談も適宜実施されており、意見が述べやすい環境については子ども等に周知されている。</p> <p>■改善課題 子どもアンケートの「職員以外の大人にも話すことができることを知っていますか」では、「いいえ」の回答が27%であった。第三者委員や沖縄県福祉サービス適正化委員等についても説明し周知を期待したい。</p>		

評価項目		評価結果
36	③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
判断基準	a	子どもからの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
	b	子どもからの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
	c	子どもからの相談や意見の把握をしていない。
	n	分からない、判断できない。
着眼点	○ 1	職員は、日々の支援の実施において、子どもが相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
	○ 2	意見箱の設置、アンケートの実施等、子どもの意見を積極的に把握する取組を行っている。
	○ 3	相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
	○ 4	職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
	○ 5	意見等にもとづき、支援の質の向上に関わる取組が行われている。
	○ 6	対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。
コメント	<p>■取組状況          日々の支援の中で、担当職員はもとより寮職員皆で子どもたちの表情を見ながら声かけし、子どもが話しやすい雰囲気づくりをし相談対応に努め、意見箱の設置やアンケートにも取り組んでいる。意見に対する対応は、「苦情解決要領」をもとに行われている。具体的には、月2回、意見箱を開け、「ヘアーオイルがほしい」「髪型を増やしてほしい」等の意見が投函されており、2週間程で回答を行うようにしている。すぐに回答出来ない場合は、その旨伝えるようにしている。子どもからの意見をもとに、アンケートも実施し、長年継続されていた男性の髪型のルールを見直し、丸刈りやスポーツ刈り以外の髪型も一部認められるようになった。「指導要領」は令和5年12月に見直され、「苦情解決要領」や「児童の髪型について」も記載されている。</p> <p>■改善課題          相談や意見に対する対応については、「苦情解決要領」をもとに対応しているが、子どもが理解できるよう見える化し、意見箱からの回収から委員会での検討を経て回答、公開まで、具体的な対応マニュアルの作成、及び定期的な見直しが望まれる。</p>	

評価項目		評価結果
(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	① 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
判断基準	a	リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
	b	リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
	c	リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を施設として収集していない。
	n	分からない、判断できない。
着眼点	○ 1	リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
	○ 2	事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
	○ 3	子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
	○ 4	収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
	○ 5	職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
	○ 6	事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。
コメント	<p>■取組状況  リスクマネジメント体制は、院長のもと庶務班と指導班で構成され、寮職員や専門職等、多職種による協力体制となっている。職員は「指導要領」に則り、生活指導の「児童の日課並びに生活指導の心得」により、児童の起床時から消灯までの日課及び行動に関するリスク等が記載されている。事故発生時は、「指導要領」の寮勤務者服務心得「緊急事故発生時の対応」や「危機管理・対応マニュアル」に沿って対応している。無断外出等は、事故報告書に記載され、職員朝会で報告し共有するとともに、寮長会議で発生要因や再発防止等を検討し対応している。自立支援記録に事故状況の詳細やヒヤリハットが記載されており、事故報告書は庶務班長が管理し、本庁にも提出している。職員は、自立支援施設の研究報告書の事例をもとに、再発防止等の周知を図っている。安全確保を目的として、護身術の外部研修に参加している。</p> <p>■改善課題  「指導要領」は、令和5年12月に見直しされているが、「危機管理・対応マニュアル」は平成24年に作成されたままとなっており、定期的な評価及び見直しが望まれる。</p>	

評価項目			評価結果
38	② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。		b
判断基準	a	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要する子どもの安全確保について施設として体制を整備し、取組を行っている。	
	b	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要する子どもの安全確保について施設として体制を整備しているが、取組が十分ではない。	
	c	感染症の予防策が講じられていない。	
	n	分からない、判断できない。	
着眼点	1	感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	
	○ 2	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底するとともに、定期的に見直している。	
	3	担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。	
	○ 4	感染症の予防策が適切に講じられている。	
	○ 5	感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>感染症の予防や発生時の対応については「危機管理・対応マニュアル」に「食中毒への対応」と「感染症への対応」について、発生時のフローチャートが具体的に記載され、職員に周知されている。職員は、子どもからの訴えや状況を把握し、分校の養護教諭にアドバイスをもらい、受診後は夜勤者へ引き継いでいる。養護教諭は、毎朝、教頭とともに職員朝会に参加している。養護教諭は必要に応じて、寮にも出かけて子どもの様子や体調を確認している。子どもが発熱した場合等、感染症が疑われる場合は、感染症マニュアルに基づいて適切に対応している。</p> <p>■改善課題</p> <p>感染症対策の責任と役割を明確にした管理体制の要綱等の作成、及び対応マニュアルの定期的な見直しを行うとともに、予防や安全確保に関する研修会等の開催が望まれる。</p>		
39	③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。		b
判断基準	a	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	
	b	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。	
	c	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。	
	n	分からない、判断できない。	
着眼点	○ 1	災害時の対応体制が決められている。	
	2	立地条件等から災害の影響を把握し、発災時においても支援を継続するために「事業継続計画」(BCP)を定め、必要な対策・訓練等を行っている。	
	○ 3	子ども、及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	
	○ 4	食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>災害時の対応体制については「若夏学院非常災害対策要綱」に基づいて、自衛消防隊の組織図が作成され、消防訓練計画をもとに対応体制が決められ、年2回は消防署に届出を行い毎月訓練が実施されている。避難訓練の集合場所は院内グラウンドになっており、職員は常に子どもと同行し、一緒に避難し、安否確認の点呼を行う体制となっている。庶務班長のもと薬や非常食が備蓄され、賞味期限も記載された備蓄リストが作成されている。</p> <p>■改善課題</p> <p>避難訓練の集合場所は院内グラウンドになっており、災害時においても支援を継続するために、早急に「事業継続計画」(BCP)の作成が望まれる。</p>		

評価項目

評価結果

Ⅲ－２ 支援の質の確保

(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。

40	① 支援について標準的な実施方法が文書化され、支援が実施されている。		b
判断基準	a	支援について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた支援が実施されている。	
	b	支援について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた支援の実施が十分ではない。	
	c	支援について、標準的な実施方法が文書化されていない。	
	n	分からない、判断できない。	
着眼点	○ 1	標準的な実施方法が適切に文書化されている。	
	○ 2	標準的な実施方法には、子どもの尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護に関わる姿勢が明示されている。	
	○ 3	標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。	
	○ 4	標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	
コメント	<p>■取組状況  「指導要領」は、概要や支援方針、児童自立支援計画の策定、苦情解決要綱、生活指導等、児童の日常生活支援全般を詳細に文書化し、業務概要も作成されている。「業務概要」には、運営方針の重点目標として、子どもの権利擁護の推進が記載されている。「沖縄県立若夏学院被措置児童等虐待対応マニュアル」や「社会福祉士等に係る相談援助実習受入に関する要綱」等に、児童のプライバシーの尊重及び権利擁護に関する姿勢が明示されている。職員には、「業務概要」や「指導要領」が配布され、職員朝会や院長による講話等により学院の理念や生活指導の心得等が周知徹底されている。毎年計画的に階層別研修を受講し、専門的な知識と技術の習得が図られている。学院においては、標準的な実施方法の1つとして「指導要領」が作成され、指導形態や寮勤務者服務心得、生活指導、特別日課等が詳細に記載されている。職員は「指導要領」に沿って支援をしており、毎週火曜日の寮担会議で、日々の子どもの対応が「指導要領」に沿って行われているかを確認するシステムとなっている。</p> <p>■改善課題  子どもの尊重や権利擁護、プライバシー保護については、「指導要領」の支援方針等に追記するとともに、標準的な実施方法（指導要領）にもとづいて実施されているかを確認する仕組みの明文化も望まれる。</p>		

評価項目		評価結果
41	② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	c
判断基準	a	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
	b	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
	c	標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。
	n	分からない、判断できない。
着眼点	1	支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。
	2	支援の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的実施されている。
	3	検証・見直しにあたり、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されている。
	○ 4	検証・見直しにあたり、職員や子ども等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。
コメント	<p>■取組状況 「指導要領」は、令和5年12月に見直しが行われている。今回の見直しにおいて、「髪型を増やしてほしい」との子どもの意見をもとに、他の子どもの意見も確認する目的でアンケートを実施し、寮会議で話し合わせ、院長の決意を得て、「生活指導」の中の「児童の髪型について」を一部変更している。各種マニュアルは、前回の評価後の見直しは確認できなかった。</p> <p>■改善課題 現在作成されているマニュアルは、平成29年度に作成され見直しが確認できなかった。中・長期計画にマニュアルの見直し方針が記載されており、方針に沿った定期的な検証・見直しが望まれる。</p>	

評価項目		評価結果
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
判断基準	a	子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。
	b	子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
	c	子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立していない。
	n	分からない、判断できない。
着眼点	○ 1	自立支援計画策定の責任者を設置している。
	○ 2	アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
	○ 3	部門を横断したさまざまな職種の関係職員（種別によっては施設以外の関係者も）が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
	○ 4	自立支援計画には、子ども一人ひとりの具体的なニーズ、具体的な支援の内容等が明示されている。
	○ 5	自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員（種別によっては組織以外の関係者も）の合議、子どもの意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
	○ 6	支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な支援が行われている。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>自立支援計画の策定については、責任者を院長とし、入所直後は、児童相談所からの援助方針の情報に基づいて支援を行い、入所後3か月以内に「指導要領」に沿って作成している。子どもや保護者の意向を確認し、原籍校や児童相談所、分校担任、学院心理士、家庭支援専門員、学院（寮）意見を踏まえ、子ども、保護者（家庭）、学校（地域）等における総合的各長期目標、短期目標、優先課題や支援内容・方法を記載した自立支援計画が策定されている。子ども一人ひとりの具体的なニーズや支援内容等を寮担当者会議で支援内容等の効果について話し合った後、院内ケースカンファレンスを開催している。学院としての計画案を児童相談所へ送付し、児童相談所の意見が記載され、子どもの自立支援計画を決定している。支援困難ケースの場合は、臨時カンファレンスを開き、必要に応じて嘱託医や警察、医療機関等と連携している。</p>	

評価項目			評価結果
43	② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。		a
判断基準	a	自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施している。	
	b	自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施しているが、十分ではない。	
	c	自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施していない。	
	n	分からない、判断できない。	
着眼点	○ 1	自立支援計画どおりに支援が行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。	
	○ 2	自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、子どもの意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。	
	○ 3	見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。	
	○ 4	自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。	
	○ 5	自立支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、支援を十分に実施できていない内容（ニーズ）等、支援の質の向上に関わる課題等が明確にされている。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>「業務概要」の自立支援計画の評価・見直しに基づいて行われている。評価・見直しは、原則として入所後3ヶ月、6か月、9か月、12か月に実施されている。寮生活、授業、そのほかの活動等を通して児童支援内容を分校職員と共有し、児童の状態や目標達成状況、支援効果について評価し自立支援計画の実施状況の確認や評価をしている。見直しに当たっては、児童自立支援達成段階表を参考に支援方針や計画（課題設定・目標設定・援助の方法等）の妥当性について、担当職員が個別面談で子どもや保護者の意向を聞き、原籍校、分校、学院心理士、寮職員と意見交換し作成した試案をもとに院内ケースカンファレンス経て、児童相談所との合議で自立支援計画の見直しを行っている。ミニカンファレンスを開催し、自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。</p>		

評価項目			評価結果
(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。			
44	①	子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
判断基準	a	子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。	
	b	子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。	
	c	子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が記録されていない。	
	n	分からない、判断できない。	
着眼点	○ 1	子どもの身体状況や生活状況等を、施設が定めた統一した様式によって把握し、記録している。	
	○ 2	自立支援計画にもとづく支援が実施されていることを記録により確認することができる。	
	○ 3	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。	
	○ 4	施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。	
	○ 5	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。	
	○ 6	パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの回覧等を実施して、施設内で情報を共有する仕組みが整備されている。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>子どもに関する支援の実施状況の記録については、児童自立支援記録や児童記録、引き継ぎシート、職員朝会で報告する児童状況等、統一した様式に記載されている。記録内容の書き方等、寮担当者会議で差異が生じないようにしている。各寮においては、1日の様子や病院受診、保護者への架電等、原籍校とのやり取りの見出しが記載され、状況が把握しやすい記録となっている。寮担当者会議において記録内容や書き方なども話し合われている。感情のコントロールが困難な子どもの場合、評価時に病院へ繋げる等の支援が検討され、自立支援計画にもとづいた支援が実施されている。院内における情報の流れとして、学校での状況や寮での生活状況は毎日職員朝会で報告するとともに下校時に分校と寮の職員で共有している。各種情報は必要に応じて分別され、学院や分校の担当者間で共有している。毎週火曜日に寮担当者会議や寮長会議が実施され、子どもの情報が確認されている。組織として全体会議や分校と寮の職員の合同会議、その他、各種会議が定期的開催され、パソコンネットワークシステムにより、院内の支援記録や県の情報等が閲覧できる環境が整っている。</p>		

評価項目		評価結果
45	② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
判断基準	a	子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
	b	子どもに関する記録の管理について規程が定められ、管理が行われているが、十分ではない。
	c	子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。
	n	分からない、判断できない。
着眼点	○ 1	個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
	○ 2	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
	○ 3	記録管理の責任者が設置されている。
	○ 4	記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
	○ 5	職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
	○ 6	個人情報の取扱いについて、子どもや保護者等に説明している。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>本学院は県立であり、県の「文書管理規程」をもとに、記録の保管や保存、廃棄等の定めにより行われ、記録管理の責任者は、「出先機関の長に対する事務の委任及び決済に関する規則」で院長が位置づけられている。子ども等の個人情報の保護や不適正な使用や漏えい等の対応方法等については、個人情報の保護に関する法律に則り規定されている。職員は個人情報保護や記録の管理等、県職員としての職務行動規範を踏まえ遵守している。学院へ入職の際は、院長から学院の特性や子どもの生活歴等、個人情報保護の観点から講話が行われている。県から関係通知文等がある場合は、その都度、職員朝会等で全職員に周知している。個人情報保護の観点による取扱いから、子ども同志の普段の会話でも出身学校等を話さないよう伝えている。家族が面会する際、入所児と年齢が近い兄弟の面会は控えるよう、家族に伝えている。運動会や発表会等で子どもの写真撮影や動画を撮らないよう、参加家族に伝えるなどして、生活の随所で子どもの個人情報を守られるよう配慮している。</p>	

評価項目

評価結果

内容 A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた支援

(1) 子どもの権利擁護

46	A①	① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
判断基準	a	子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	
	b	子どもの権利擁護に関する取組が徹底されているが、より質を高める取組を高める取組が求められる。	
	c	子どもの権利擁護に関する取組が十分ではない。	
	n	分からない、判断できない。	
着眼点	○	1	子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。
	○	2	子どもに権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた支援が実施されている。
	○	3	権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。
	○	4	権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。
	○	5	子どもの思想・信教の自由について、最大限に配慮し、保障している。
コメント	<p>■取組状況          令和5年度「業務概要」の学院の運営方針の重点目標として、権利擁護の推進が記載され、「指導要領」の支援方針の指導理念「入所児童を愛育されなければならない児童として尊重する」や、児童自立支援計画の策定のポイントに「子どもの最善の利益の保障」が記載されている。「被措置児童虐待対応マニュアル」の策定の趣旨や「沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例」等をもとに、権利擁護の理解が図られ支援が実施されている。「指導要領」の「新入児童の受け入れについて」の中に、権利ノートを活用して子どもに説明することが記載され、意見箱の意味や活用方法も説明している。毎週火曜日に寮担会議を行い、子どもへの日々の支援の振り返りや課題等の検討が行われている。日々の生活では、子どもの様子や行動、表情を観察しながら、「何かあったの？」と声かけし、「職員はあなたの味方よ！」とのメッセージを伝えながら見守っている。毎日の職員朝会で子どもの動向等の報告や院長からの講話等により情報を共有することで、権利侵害の防止や早期発見に取り組んでいる。子どもが就寝前に祈りをしたいとの希望がある場合は、そのようにするよう伝えている。</p> <p>■改善課題          子どもの権利擁護に関する取組は、「児童自立支援施設運営指針」の権利擁護に関する内容をもとに、学院の「指導要領」への追記に期待したい。</p>		

評価項目			評価結果
47	A②	② 子どもの行動制限等は、その最善の利益になる場合にのみ適切に実施している。	a
判断基準	a	子どもの行動制限等については、その最善の利益になる場合にのみ適切に実施している。	
	b	子どもの行動制限等については、その最善の利益になる場合にのみ実施しているが、体制等が十分ではない。	
	c	子どもの行動制限等が適切に実施されていない。	
	n	分からない、判断できない。	
着眼点	○ 1	施設として、子どもの行動制限等についての規程やルール、マニュアル等を定めている。	
	○ 2	子どもの行動制限等は、規程やルール、マニュアル等に即して行われている。	
	○ 3	規程やルール、マニュアル等を定期的に検証し、必要な場合には見直しを行っている。	
	○ 4	子どもの行動制限等について、職員間で検証・検討する場を設ける等により理解の共通化やより良い対応に向けた取組を行っている。	
	○ 5	子どもの行動制限等を行った場合、必要に応じて児童相談所等に報告している。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>学院の「指導要領」の「生活指導」の中に、子どもの行動制限については、「特別日課等児童の指導について」が記載され、集団指導を営む中で遵守すべきルールを逸脱した行動等を行った場合、特別日課、特別指導又は内省を課するものとしている。「特別日課等実施要綱」も作成され、特別日課の目的や指導内容及び対応方法が記載され、さらに「特別日課等基準表」において、対象行動が具体的に記載されており、子どもが自らの過ちを見つめ直す場として、子どもの最善の利益になるよう適切に実施している。令和5年12月に「指導要領」全般の見直しが行われ、「特別日課等基準表」等も見直している。子どもの行動は、各寮2人体制で「特別日課等基準表」に照らし合わせて確認し、特別日課は「特別日課・指導計画票」を作成し、院長の決済を経て実施することとし、午前中は学習を中心に個別指導し、午後からは心理士の面談や寮職員と掃除を行う等、全職員が目的を共有し、より良い対応に向けた取組を行っている。行動制限を実施した場合は、児相の担当者に電話や書面で報告するとともに、特別日課の対応等については児童記録に記載している。</p>		

評価項目			評価結果
48	A③	③ 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	a
判断基準	a	子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	
	b	子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明しているが十分ではない。	
	c	子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明していない。	
	n	分からない、判断できない。	
着眼点	○ 1	定期的に全体の場で権利についての理解を深めるように子どもたちに説明している。	
	○ 2	日常生活の中で起こる出来事を通じて、子どもの自身や他者の権利について正しい理解につながるよう努めている。	
	○ 3	権利ノートやそれに代わる資料を使用して施設生活の中で守られる権利についてわかりやすく随時説明している。	
	○ 4	子どもの状態に応じて、権利と責任の関係について理解できるように説明している。	
	○ 5	年齢に配慮した説明を工夫している。（例えば高校生、中学生、小学生などに分けた説明の機会）	
	○ 6	定期的に職員研修として、子どもの権利に関する学習機会を持っている。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>権利については、入所時に担当職員で権利ノートをもとに子どもに説明し、意見箱に自由に投函できることや他者と自分、境界線等、各寮の生活の中で個別に伝えている。分校では、人権集会で人権について教えている。日常生活の中で、子どもの命令口調や気になる言葉がある場合は、他者の権利についても本人に気づかせる声かけをしている。子ども同志のトラブルでは、悪い時はきちんと謝ることや万引き等を行った際は、弁償する義務等、権利と義務の関係について、全体に伝えたくて、子どもの年齢等に配慮し、心理面接で理解しやすいよう工夫し指導している。定期的に院長から、職員に対し権利や虐待、言葉使い、接し方等、誤解を招かない対応等の講話が行われている。職員は外部研修として、男性職員は国立武蔵野学園、女性職員は、国立きぬ川学園等で、子どもの権利擁護について学んでいる。</p>		

評価項目		評価結果
(2) 被措置児童等虐待の防止等		
49	A④	① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。 a
判断基準	a	不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。
	b	不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。
	c	不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいない。
	n	分からない、判断できない。
着眼点	○ 1	不適切なかかわりについて、具体的な例を示し、職員に徹底している。
	○ 2	会議等で取り上げる等により不適切なかかわりが行われていないことを確認している。
	○ 3	不適切なかかわりの防止の視点から、職員体制の見直し等の検討・取組を行っている。
	○ 4	不適切なかかわりの防止について、具体的な例を示して、子どもに周知している。
	○ 5	不適切なかかわりがあった場合の対応方法等を明文化している。
	○ 6	被措置児童等虐待の届出・通告制度について対応マニュアルを整備し、研修会などで職員に周知・理解をはかっている。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>不適切なかかわりの防止については、厚生労働省からの不適切な関わり（被措置児童等虐待）の事例をもとに説明するとともに、県外事例の資料を配布し院長講話で周知徹底している。職員自らの言葉かけを振り返り不適切なかかわりにならないよう寮担会議で確認している。令和5年度から職員が欠員状態になっており、男子寮は1寮で対応せざるを得ない状況の中、不適切な関わり予防及び子どもや職員を守る観点から職員体制の見直し等を県に要望している。子どもに対しては、権利ノートをもとに子ども同士や大人等、人との距離感や第三者とのつきあい方等、不適切な関わりを具体的に伝えている。「被措置児童等虐待対応マニュアル」に対応方法が明文化され、各寮ともに2人体制の職員で子どもに対する身体接触を伴わない指導等が記載されている。</p>	

評価項目			評価結果
(3) 子どもの主体性、自律性を尊重した日常生活			
50	A⑤	① 子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a
判断基準	a	子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	
	b	子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援しているが、十分ではない。	
	c	子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援していない。	
	n	分からない、判断できない。	
着眼点	○ 1	子ども自身が自分たちの生活全般について、自主的・主体的な取組ができるような活動を実施している。	
	○ 2	子どもたちが施設の行事・余暇活動の企画・運営等にかかわることができる。	
	○ 3	子どもが生活上の問題や課題について主体的に考え、その上で取組、実行、管理するといった内容を含んだ活動をしている。	
	○ 4	生活全般について、日常的に話し合う機会を確保し、生活改善に向けての取組を行っている。	
	○ 5	子どもの発達段階に応じた生活習慣や生活技術の習得に向けた支援を行っている。	
コメント		<p>■取組状況</p> <p>子どもの自主的・主体的な活動として、学習発表会や意見発表会等が行われ、折り紙教室や生花等のマナー教育等の他、主体的なスポーツ活動が取り入れられ、野球やバドミントンは県外の試合にも参加している。休日の運動場の使い方も子どもの意見をもとに割り当てしている。学習発表会では、司会や挨拶を子どもが行い、子どもたちが自らやりたいラップダンスを全員で披露し、琉舞やピアノを習い始めた子どもが発表するなど、分校や寮、学院職員が指導や衣装の用意等一丸となって支援している。毎週火曜日は、子どもと個別に話し合う時間を設けて、子どもたちも「テレビ視聴の時間延長や居室替え」等、自分の思いや意見を伝える場として理解している。子どもの要望は寮内で話し合っ、できることは取り組んでいる。家庭での経験不足や理解力が弱い子どもには、掃除の仕方や洗濯物の干し方、片付けや整理整頓等、職員と一緒にいたり、イラストやポスター等も活用して視覚的に教えたりする等、発達段階に応じた生活習慣の支援を行っている。</p>	

評価項目

評価結果

51

A⑥	② 子どもが安定した生活を送れるよう退所後も継続的な支援を行っている。	b
判断基準	a 子どもが安定した生活を送れるよう退所後も継続的な支援を行っている。	
	b 子どもが安定した生活を送れるよう退所後も継続的な支援を行っているが十分ではない。	
	c 退所後の継続的な支援は行っていない。	
	n 分からない、判断できない。	
着眼点	1 退所した子どもの自立のための通所支援を積極的に実施している。	
	○ 2 定期的かつ必要に応じて訪問による支援を実施している。	
	3 退所した子どもの来所を温かく受け入れ、自立を励まし、支援する取組を行っている。必要な場合は短期間の宿泊による支援を実施している。	
	4 退所した子どもの自立のための通所による支援を実施するうえでの課題や条件整備について前向きに検討している。	
	○ 5 アフターケアは施設の業務であり、退所後何年たっても施設に相談できることを伝えている。	
	○ 6 退所者の状況を把握し、退所後の記録を整備している。	
	○ 7 必要に応じて、児童相談所と協議の上、市町村の担当課と情報共有し、地域の関係機関、団体等と積極的な連携を図っている。	
コメント	<p>■取組状況 退所した子どもに対し「アフターケア要綱」に沿って個別に支援している。対象期間は、退所後、個別の状況に配慮しながら概ね1年間とし、夏休みや冬休みなど長期の休み前、休み明け、年末等、年3回程、担当職員と家庭支援専門相談員が家庭訪問している。アフターケアについては、退所後も施設として支える体制があることを子どもに伝えており、退所した子どもから電話が入ることもある。アフターケアに関する記録は、退所後も子ども本人の個別ファイルに10年間保管している。子どもの状況に応じて、児相や要対協、関係機関と連携しており、子どもに何かあれば学院に連絡や報告してほしい旨を伝えている。</p> <p>■改善課題 退所した子どもの来院を温かく受け入れ、自立を励まし、支援する取組として、必要な場合は、短期間の宿泊による支援等の実施も望まれる。</p> <p>※着眼点1と4は、通所支援が行われていないため対象外とする。</p>	

評価項目

評価結果

A-2 支援の質の確保

(1) 支援の基本

52	A⑦	① 子どもと職員の信頼関係を構築し、家庭的・福祉的アプローチを行っている。	a
判断基準	a	子どもと職員の信頼関係を構築し、家庭的・福祉的アプローチを行っている。	
	b	子どもと職員の信頼関係を構築し、家庭的・福祉的アプローチを行っているが、十分ではない。	
	c	子どもと職員の信頼関係が十分構築されておらず、家庭的・福祉的アプローチも十分ではない。	
	n	分からない、判断できない。	
着眼点	○ 1	職員は、子どもたちが日常生活の中で「大切にされる体験」を積み重ね、信頼関係や自己肯定感を取り戻すことができるように支援している。	
	○ 2	子どもに安心・安全な生活を提供して不安の解消を図るとともに、子どもの良さ、強み、潜在的な可能性を見つけるなど、子どもに対する受容的・支持的かかわりを心がけている。	
	○ 3	子どもたちがお互いにその人格を尊重し、お互いの長所を認め合い、助け合うことのできる良質な集団づくりを行うなど、集団生活の安定性を確保するための取組がなされている。	
	○ 4	一人ひとりの子どもと良好な関係が持てるよう、職員と子どもが個別的にふれあう時間を確保したり、施設全体の行事とは別に小集団での行事等を子どもと計画を立て実施するなどの工夫がなされている。	
	○ 5	子どもの集団生活の状況に応じて、臨機応変に生活の内容を変えて対応している。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>入所時に子どもの背景を職員は共有し、子どもの行動を観察し、気持ちに配慮しながら日常生活の支援を行い、子どもと信頼関係が持てるようにしている。入所オリエンテーションで権利ノートの読み合わせを行い、決意表明文作成を通して子どもの行動の立て直しのきっかけとしている。本人の表情や行動を観察し、職員との「折り返し」で「友達とのトラブルで自ら謝ったことや気持ちを切り替えようとした」ことを褒めたことが記載され、「バスケットのチームのキャプテンに指名された子どもが、チームメイトを励まし、プレーのアドバイスを言い、周りの意見を聞くなどリーダーシップを発揮している。」と職員が話している。集団生活で発達の未熟さや幼さから友達が気になるような行為や攻撃をしてしまうことにならないよう職員間や分校等と情報共有し対応している。本人ができそうな事を支援する事で成功体験や自己肯定感が高まるように支援している。毎晩各寮では、夜勤の職員と子どもが個別に関わりを持ち、相談や困り感に寄り添い、傾聴し子どもの良さや強みに気付かせるようにしている。サッカーで良いパスを受けた子どもがパスを出した子どもを褒める場面や登校時に食事の片付けに時間がかかっている子どもに進んで手伝う場面や、仲間に対する思いやりが見られた時、丁寧に作業が行われている場合は職員は意識してほめるようにしている。男子寮の入寮人数が増えたことにより朝食後の片付けに時間がかかるため「当番制から各自で洗う」に変更している。</p>		

評価項目			評価結果
53	A⑧	② 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。	a
判断基準	a	子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。	
	b	子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てているが、十分ではない。	
	c	子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てる取組を行っていない。	
	n	分からない、判断できない。	
着眼点	○ 1	施設生活・社会生活の規範等守るべきルール、約束ごとを理解できるよう子どもに説明し、責任ある行動をとるよう支援している。	
	○ 2	施設のルール、約束ごとについては、話し合いの場が設定されており、必要に応じて変更している。また、子どもたちにわかりやすく具体的に文書等で示している。	
	○ 3	普段から、職員が振る舞いや態度で模範を示している。	
	○ 4	地域社会への参加等を通じて、社会的ルールを習得する機会を設けている。	
	○ 5	子どもが個々のニーズに応じて主体的に余暇活動などを行い、それを通して、協調性や社会性を養うように支援している。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>入所時のオリエンテーションで「学院生活のしおり」を使用して学院生活の行動や決まりを丁寧に伝え周知している。入所に至った理由を改善するためにも学院の決まりであるルールを守ることで、入所期間への配慮があることを伝え、協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てる支援をしている。週の折り返しで子どもからのルール変更の意見を聞いて寮長会議や職員会議で話し合い、文書等で周知している。（学院生活で決められている髪型の選択を増やした）職員は子どもの模範となるよう普段から職員部屋の片付けや丁寧な言葉遣いに心がけている。毎年、地域行事の旗頭フェスタへ参加し、旗頭を披露している。九州児童自立支援施設協議会主催のスポーツ大会（男子：野球、女子：バトミントン）に参加し、県外での宿泊を伴う活動を通して社会的ルールを習得する機会としている。体育館の改修に伴い、西原町体育館やUCAフットボールパークなどの利用で施設使用の手順や規範を知る機会になっている。寮内においては漫画や雑誌を読み、テレビチャンネルをお互いで譲り合い、録画も含め社会性や協調性を養う支援をしている。日課の作業に意欲的に取り組んでいる子どもに農機具の扱い方のリーダーとして機具の扱い方を伝え社会的ルールを習得する機会とし、主体的に亀やグッピーを飼育し、毎日世話をする中で小動物への愛おしさや成長に気付き、寮の前の花壇にニンニクやブロッコリーを自主的に栽培する子どもがいる。</p>		

評価項目			評価結果
54	A⑨	③ 自らの加害行為に向き合うための支援を行っている。	a
判断基準	a	自分の行った加害行為を振り返り、向き合うための支援をしている。	
	b	自分の行った加害行為を振り返り、向き合うための支援をしているが、十分ではない。	
	c	自分の行った加害行為を振り返り、向き合うための支援をしていない。	
	n	分からない、判断できない。	
着眼点	○ 1	加害行為を行った子どもが自分の行為を振り返り、きちんと向き合うための支援を行っている。	
	○ 2	振り返る際、行動上の問題が発生した要因等について自己理解を深め、その軌道修正をはかることができるよう支援している。	
	○ 3	この取組を通して成長できたという成長感や自己肯定感などを育成できるように支援している。	
	○ 4	入所後の行動上の問題への対応について、職員間でケース会議を行い、検証を行っている。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>自らの加害行為に向き合うための支援については、入所時のオリエンテーションにおいて入所理由の振り返りを行い、決意表明文を作成する中で、行動上の問題が発生した要因等について、自己理解できるようにしている。日課の「反省会」で日々の行動を振り返り、必要に応じて個別指導を実施している。心理面接後にプログラムが作成され、プログラムをもとに子ども自身の気持ちを話せるような支援を行い、成長感や自己肯定感が育成できるように支援している。分校の「意見発表会」を聞いて原籍校職員や保護者が、子どもの成長や前向きな姿勢に気付き激励し、子どもが自身の成長や自己肯定感が育成できるように支援している。入所後の問題行動への対応については、不穏状態がある場合は、寮担当者会議や院内カンファレンス等で検討し医療受診に繋げている。</p>		

評価項目

評価結果

(2) 食生活

55	A⑩	① 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っている。	a
判断基準	a	食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っている。	
	b	食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っているが、十分ではない。	
	c	食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫していない。	
	n	分からない、判断できない。	
着眼点	○ 1	子どもが日々の食生活に必要な知識及び判断力を習得し、基本的な食習慣を身に付けることができるよう食育を推進し、団らんの場として明るく楽しい雰囲気の中で食事ができるよう工夫している。	
	○ 2	温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供に配慮している。	
	○ 3	子どもの個人差（年齢、障害等）や子どもの体調、疾病、アレルギー等に配慮した食事を提供している。	
	○ 4	食に関する課題のある子どもへの具体的な取組を行っている。	
	○ 5	陶器の食器等を使用したり盛りつけやテーブルの飾りつけの工夫など、食事を美味しく食べられるように工夫している。	
	○ 6	定例的に子どもの嗜好や栄養摂取量を把握し、献立に反映させ、好き嫌いをなくす工夫や偏食支援については、無理が無いよう配慮し実施している。	
	○ 7	子どもの発達段階や課題に応じて食事の準備、配膳、食後の後片付けなどの習慣や簡単な調理など基礎的な調理技術を習得できるよう支援している。	
	○ 8	郷土料理、季節の料理、伝統行事の料理などに触れる機会をもち、食文化を継承できるようにしている。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>おいしく楽しみながら食事ができる工夫については、各寮においてリビングダイニングで3食共に食事指導やコミュニケーションを取りながら職員が子どもと一緒に摂っている。献立は、三食一汁二菜を基本に、昼食にはデザートが追加され、夕食後は牛乳とおやつも提供されバランスの良い食生活が身につくように支援されている。ソーキ汁や沖縄そば、チャンプルー類やクーブイリチーなど沖縄の食文化を伝えるメニューも取り入れている。厨房で調理された食事は寮に運ばれる直前まで、保温庫、冷蔵庫に保管し、適温提供に配慮されている。食事の量は児童の発達に合わせて配膳するが、苦手な献立は少量から挑戦させ無理強いしないように配慮している。病気の時は、体力が回復できるようおかゆ等を提供している。食に関心が持てるように畑では季節に応じた野菜を栽培し興味が持てるようにしている。生け花教室での作品を飾り、献立によって食器を使い分け食事を美味しく食べられるように工夫している。栄養士の定期的な給食委員会の開催や嗜好アンケート調査や残食調査等を実施し、子どもたちの意見を取り入れている。厨房で調理された食事は子ども達が運び、配膳や片付けを当番で行っている。寮内のキッチンに設置されているガスコンロや電子レンジを使用し簡単な調理技術が身に付くように支援している。</p>		

評価項目		評価結果
(3) 日常生活等の支援		
56	A⑪	① 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用し、衣習慣を習得できるよう支援している。 b
判断基準	a	衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用し、衣習慣を習得できるよう支援している。
	b	衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用している。
	c	衣服に配慮を欠いたものがある。
	n	分からない、判断できない。
着眼点	○ 1	常に衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものが着用されるよう提供している。
	○ 2	年齢に応じて、TPOに合わせた服装ができるよう配慮している。
	○ 3	毎日取り替える下着や、汚れた時などに着替えることができる衣類が十分に確保されている。
	○ 4	生活場面や活動場面に応じて着替えることのできる衣類を提供している。
	○ 5	気候、生活場面、汚れなどに応じた選択、着替えや衣類の整理、保管などの衣習慣の習得を支援している。
	○ 6	破れやほつれなどの修繕が迅速に行われている。
	○ 7	衣服は、ほつれ、ほころび、穴等、また汚れが無いものが着用されている。
	○ 8	ボタン付けや簡単な修繕ができるように支援している。
	○ 9	用途や体に応じた靴を提供し、清潔な靴を大切に使う習慣を身につけられるよう支援している。
コメント	<p>■取組状況  衣服は清潔で、体や季節に合ったものを提供している。衣習慣の支援に関しては、「入所児童の被服貸与に関する申し合わせ事項」に基づいて、入所児童の年齢や性別、発達状態に応じて入所時に必要な被服を貸与している。子どもたちは、季節や体に合った衣服を着用し、洗濯をはじめ衣類の整理や保管を各自で行っている。貸与された寮着や制服、体育着、作業着、靴等のサイズが合わなくなった場合は交換し、破れやほつれに関しては、子どもたちが見つけ、訴えがあると職員が繕っている。子どもたちは着用した衣服を毎日洗濯して、取り入れてたたみ、収納するまでを日課の中で行い、外履きや内履き等は毎週末に洗っている。各寮にはそれぞれ洗濯機4台と除湿器が設置され、アイロンやアイロン台、姿見なども使用できるよう配慮されている。</p> <p>■改善課題  男子寮の人数に対して洗濯機の数が少ないことへの対応、及び寮着等の色や素材が予算の範囲内で選択できることの検討が望まれる。</p>	

評価項目			評価結果
57	A⑫	② 居室等施設全体が、子どもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものにしている。	a
判断基準	a	居室等施設全体が、子どもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものになっている。	
	b	居室等施設全体が、子どもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮されているが、十分ではない。	
	c	居室等施設全体が、子どもの居場所となるように、安全性、や快適さ、あたたかさなどに配慮していない。	
	n	分からない、判断できない。	
着眼点	○ 1	建物の内外装、設備、家具什器、庭の樹木、草花など、子どもを取り巻く住環境から、そこにくらす子どもが大切にされているというメッセージを感じられるようにしている。	
	○ 2	子どもが私物を収納できるよう、個々にロッカー、タンス等を整備している。	
	○ 3	日常的な清掃や大掃除を行い、軽度な修繕を迅速に行っている。	
	○ 4	居場所となるように家庭的な環境としてくつろげる空間などを確保するように努めている。	
	○ 5	必要に応じて入浴やシャワーが利用できるようになっている。	
	○ 6	中学生以上は個室が望ましいが、子どもの状況に応じて配慮を行っている。	
	○ 7	疾病時などに静養できる個室や特別な部屋等を確保している。	
	○ 8	着替えなどプライバシーを守れる環境を整備している。	
	○ 9	TV、DVD、音楽プレイヤー、楽器や本など子どもが楽しめる環境を整えている。	
	○ 10	子どもが安心して十分に睡眠がとれるように配慮している。	
コメント	<p>■取組状況            学院の庭にアジサイやブーゲンビリア、つわぶき、つつじ、桜、パンジー等が植えられ、寮内でもグッピーや亀などを飼育し、生け花やフラワーアレンジメントが飾られ身近に季節や自然が感じられるようにしている。寮の前の花壇のニンニクやブロッコリー、グッピーや亀などを自分で育てる体験をしている。共有スペースにはテレビやラジカセ、ピアノが置かれ、本棚には本、漫画等が置かれ、畳間は寛ぐことができる。梅雨時には除湿器を使用し快適に過ごせるようにしている。居室は、4人部屋を3人で使用し、2人部屋は仕切り線を入れてプライベートゾーンを確保している。机やベッド、収納ボックス、ハンガーラック等が一人ひとりに用意されている。居室や共有スペースは毎日清掃し、土曜日は寮内の大掃除をしている。清掃用具は収納場所に並べて収められている。壁には子どもたちの鞆が掛けられている。入浴や睡眠の時間は日課に定められ、夜、寝付けない子どもの話相手になって落ち着かせる等の対応をしている。感染症等、疾病に罹患した時は静養できる部屋が確保されている。</p> <p>■改善課題            男子寮は人数が多く、入浴や洗濯を時間内に終わることが厳しい状況の解消、及び定期的な布団干しの取組を期待したい。</p>		

評価項目		評価結果
58	A⑬	③ スポーツ活動や文化活動を通して心身の育成を支援している。
判断基準	a	スポーツ活動や文化活動による心身の育成とともに、達成感を通して自己肯定感の向上を図れるように積極的に支援している。
	b	スポーツ活動や文化活動による心身の育成とともに、達成感を通して自己肯定感の向上を図れるように支援しているが十分ではない。
	c	スポーツ活動や文化活動による心身の育成とともに、自己肯定感の向上を図れるような支援を行っていない。
	n	分からない、判断できない。
着眼点	○ 1	スポーツ活動（クラブ活動）は、身体能力を育てるだけでなく、忍耐力、責任感、協調性、ルール（規範）を身につけ、自己肯定感を醸成する機会として実施している。
	○ 2	子どもの興味、好みを可能な範囲で取り入れ、体制を整えて支援している。
	○ 3	子どもの発達段階に応じた内容が取り入れられ、子どもが達成感を得られやすい目標設定で支援している。
	○ 4	ルールを尊重するとともに、子ども間の協力やチームワークなど、子どもの社会性の発達を支援している。
	○ 5	子どもが自主性や自発性を持った活動を行い、最後までやり通せるように支援している。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>毎週月・木・金の午後にスポーツ活動の日課があり、野球・サッカー・バスケット・バドミントンを行っている。分校の協力を得ながら水泳訓練、新春駅伝大会、県内児童養護施設のスポーツ大会に参加している。チーム競技では、友達と協力しながら、個人競技では最後まで取り組む等で忍耐力と責任感やルールを身に付け、キャプテン等の役割を担い、協力する事の大切さや達成感を味わい、自己肯定感を醸成する機会としている。文化活動としては、外部講師によるお茶や生け花、折り紙、ネイル等があり、夏休みには陶芸体験の実施や寮別院外活動として、ラウンドワンやカラオケを経験している。毎年、地域ボランティアの指導により旗頭フェスタや学院で栽培したサトウキビから黒砂糖作りに取り組んでいる。学習発表会では、琉舞やピアノ演奏、ブレイクダンスに挑戦し、指導や衣装など職員の支援を受け、子ども間のチームワークや達成感が得られるようにしている。子どもが意見発表会や学習発表会で披露した内容や態度について保護者や原籍校の職員から感激した感想や賛辞が書かれたメッセージを分校に掲示し子ども達が、大人から頑張った姿を認めてもらっていることを実感する取組がある。</p>	

評価項目

評価結果

(4) 健康管理

59

A⑭ ① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。 b

判断基準	a	一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。
	b	一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理し異常がある場合は対応しているが、十分ではない。
	c	一人ひとりの子どもに対する心身の健康管理が行われていない。
	n	分からない、判断できない。

着眼点	○ 1	健康上特別な配慮を要する子どもについては、医療機関と連携して、服薬や薬歴のチェック等を行い、日頃から注意深く観察している。
	○ 2	感染症に関する対応マニュアル等を作成し、感染症や食中毒が発生し、又は、まん延しないように必要な措置を講じるよう努めている。また、あらかじめ関係機関の協力が得られるよう体制整備をしている。
	○ 3	職員間で医療や健康に関して学習する機会を設け、知識を深める努力をしている。
	○ 4	受診や服薬が必要な場合、子どもがその必要性を理解できるよう、説明している。
	○ 5	子どもの心身の異常の訴えに適切な対処を行っている。
	○ 6	インフルエンザの予防接種など接種できるように配慮している。
	○ 7	保健師や養護教諭（分校等）と連携をとっている。配置のない場合は配置に努めている。
	○ 8	定期的な健康チェックを実施するなど、子どもの健康状態・発達状態の把握や健康管理に努めている。

コメント

■取組状況  
 子どもの心身の健康管理については、嘱託医やかかりつけ医と連携し、受診や服薬が必要な場合、直接医者からその必要性を理解できるよう子どもが説明を受けている。感染症に関するマニュアルを作成し、感染症や食中毒の予防に努めている。子ども全員がインフルエンザの予防接種を受けている。子どもの心身の異常の訴えには、分校の養護教諭と児童生活支援員と連携し対処している。嘱託医や歯科医による定期的な健康チェックと分校での健康診断も実施されている。

■改善課題  
 子どもの健康管理について、職員間で医療や健康に関して学習する機会を設ける等、知識を深める更なる努力が望まれる。

評価項目		評価結果
60	A⑮	② 身体の健康（清潔、病気等）や安全について自己管理ができるよう支援している。
判断基準	a	身体の健康や安全について自己管理ができるよう支援している。
	b	身体の健康や安全について自己管理ができるよう支援しているが、十分ではない。
	c	身体の健康や安全について自己管理ができるような支援をしていない。
	n	分からない、判断できない。
着重点	○ 1	医療機関との連携による取組を通して、子ども自身が身体の健康や安全を自己管理できるよう支援している。
	○ 2	常に良好な健康状態を保持できるよう、睡眠、食事摂取、排泄等の状況を職員がきちんと把握している。
	○ 3	うがいや手洗いの習慣を養うように支援している。
	○ 4	洗面、整髪、ひげそり、歯磨き、つめ切り等身だしなみについて、発達に応じて自ら行えるよう支援している。
	○ 5	寝具の日光消毒や衣類などを清潔に保つなど、健康管理ができるよう支援している。
	○ 6	定例的に理美容をしている。
	○ 7	子どもの発達段階に応じて、危険物の取扱いや危険な物・場所・行為から身を守るための支援を行っている。
	○ 8	軽いケガや疾病などの処置ができるような体制を整備している。
	○ 9	基本的な疾病やケガに関する知識や対処方法を学ぶ機会を設けている。
	○ 10	施設内における危険箇所を把握し、職員、子どもに注意喚起が行われている。
コメント	<p>■取組状況          発達段階に応じた身体の健康や安全について、「健康的な常識を養い、明るい心を持つ」学院生活の目標に、生活指導で基本的な生活習慣を確立させることとし、「児童の日課並びに生活支援心得」で「児童の行動、支援内容、留意点」に基づいて職員は、睡眠や食事摂取、排泄等の状況を常に把握し、子どもが自己管理できるよう支援している。感染症対策から、うがいや手洗いは習慣化している。風邪等の流行時は、特に声かけして促している。ひげ剃りや爪切り等の整容は、自ら行えるよう支援し、整髪は院外の理・美容室を定期的に利用している。寝具等の交換は業者に委託してシーツは毎週交換し、衣服は自分で毎日洗濯して清潔保持に努めている。作業用具等の取扱いは、用務員や寮職員が直接指導し、職員が管理している。軽いケガ等の処置は寮職員や養護教諭が判断し、救急箱を設置して対処している。学院内の工事箇所や境界地域にある蜂やハブの出そうな危険箇所などについては、年度始めや入所時に周知している。</p> <p>■改善課題          シーツ交換前の布団干しを実施、及び基本的な疾病やケガ等の基礎知識や対処方法を学ぶ機会を設けることが望まれる。</p>	

評価項目

評価結果

(5) 性に関する教育

61	A⑯	① 性に関する教育の機会を設けている。		a
		判断基準	a	性についての正しい知識を得る機会を設けている。
		b	性についての正しい知識を得る機会を設けているが、十分ではない。	
		c	性についての正しい知識を得る機会を設けていない。	
		n	分からない、判断できない。	
着眼点	○	1	年齢、発達段階に応じて、性についての正しい知識、関心が持てるよう支援している。	
	○	2	性をタブー視せず、子どもの疑問や不安に答えている。	
	○	3	年齢に応じた性教育のカリキュラムを用意し、正しい性知識を理解する機会を設けている。	
	○	4	児童自立支援施設に相応しい性教育についての職員の学習会を実施している。	
	○	5	必要に応じて外部講師を招いて、学習会などを職員や子どもに対して実施している。	
	○	6	日頃から職員の間で児童自立支援施設に相応しい性教育のあり方等について意見交換している。	
	コメント	<p>■取組状況</p> <p>性教育実施要領を作成し、目的として(①児童の健全な性的発達②性的問題行動の予防③性の課題を持つ児童への課題解決のための支援)を設定している。要領に基づいて分校と連携した性教育班を結成して、毎年性教育授業(いのちの授業)と職員研修計画が企画されている。今年度は「いのちの授業」として「性と生」「思春期教室」「性について考える」「私とあなたの心とからだ」「人権・LGBTについて考える」のテーマで外部講師による5回研修が計画され、児童だけでなく学院、分校の職員も受講し、受講後は子どもの感想文も提出されている。職員研修については、院長講話以外に嘱託医や鑑別所職員等の外部講師を招聘して、発達障害児と被虐待児の理解、身体介入法等を学習している。心理担当職員を中心に、必要に応じて性暴力防止プログラム実施計画(被害者への影響、境界線について、気持ちについて、人と正しい知識、自分を知る)を作成し、児童一人ひとりにふさわしい内容で指導を実施している。職員は子どもの疑問や不安に答え、自立支援会議や職員朝会等でも意見交換が行われている。</p>		

評価項目

評価結果

(6) 行動上の問題に対する対応

62	A⑰	① 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう徹底している。	a
判断基準	a	子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体に徹底している。	
	b	子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう徹底しているが、十分でない。	
	c	子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないような取組を行っていない。	
	n	分からない、判断できない。	
着眼点	○	1	人権に対する子どもの意識を育むよう支援をしている。
	○	2	問題の発生予防のために、施設内の密室・死角等の構造、職員の配置や勤務形態のあり方についても点検を行っている。
	○	3	課題を持った子ども、入所間もない子どもの場合は観察を密にし、個別支援を行っている。
	○	4	子ども間での暴力やいじめが発覚した場合には、施設長が中心になり、全職員が適切な対応ができるような体制になっている。
	○	5	子ども間の性的加害・被害の発生予防に努め、発生した場合においても適切に対応している。
	○	6	職員では暴力やいじめに対する対応が困難と判断した場合には、児童相談所等の協力を得ながら対応している。
	○	7	暴力防止プログラムの活用など、子どもに対して暴力防止に向けた支援を展開している。
	○	8	施設内での重要なルールとして「暴力防止」を掲げ、日頃から他者の権利を守ることの大切さを子どもと話し合う機会を持っている。
	○	9	生活グループの構成や部屋割りなどには、子ども同士の関係性に配慮している。
	○	10	暴力やいじめについての対応マニュアルを作成している。
	○	11	子どもの遊びにも職員が積極的に関与するなどして子ども同士の関係性の把握に努め、いじめなどの不適切な関係に対しては適時介入している。
コメント	<p>■取組状況                      学院内で子ども間の暴力やいじめ、差別などが生じない対応としては、入所時に権利ノートを使って説明している。問題発生予防のため、施設内の密室や死角構造等を点検してミラーを設置して活用し、寮職員は24時間2人体制で支援している。児童相談所との受け入れ調整会議で、子どもの特性等の情報を得て、職員会議で共有している。自立支援計画に基づき対応した支援から、子どもの行動や表情を観察し、心理士と共有し、定期的な面談を通して個別支援を実施している。入所後5日間は、オリエンテーションとして職員が個別対応をしている。子ども間での問題行動が発覚した場合や守るべきルールを逸脱したいじめなどの不適切な行動等への対応としては、特別日課等実施要項にもとづき会議を経て分校と協働して対応している。院長を中心に全職員で組織的に対応し、状況によっては児童相談所に協力を求めている。8項目の暴力防止プログラムを作成し、「心と身体のお勉強」として使用している。就寝前に各寮で毎日反省会を設定し、職員は子どもの意見を傾聴し、子ども間の関係性や不穏状態等を感じ、問題行動の防止に向けた支援に繋げている。反省会は生活ルールや暴力、いじめ等人権について話し合う機会としている。寮での役割分担や部屋割り等は子ども同士の関係性に配慮し、必要に応じて説明して実施している。暴力行為の発生時及び事後への対応マニュアルが作成されている。</p> <p>■改善課題                      他者の権利を守る事の大切さについて、子どもと話し合う機会を持つことを期待したい。</p>		

評価項目		評価結果
63	A⑱	② 子どもの行動上の問題に適切に対応している。
判断基準	a	子どもに行動上の問題があった場合には、関係のある子どもも含めて適切に対応している。
	b	子どもに行動上の問題があった場合には、関係のある子どもも含めて対応しているが、十分ではない。
	c	子どもに行動上の問題があった場合に、関係のある子どもも含めて対応をしていない。
	n	分からない、判断できない。
着眼点	○ 1	行動上の問題のある子どもについて、子どもの特性等あらかじめ職員間で情報を共有化し、連携して対応できるようにしている。
	○ 2	緊急事態に対する対応マニュアル等を作成し、組織的な対応を行っている。
	○ 3	施設が、子どもにとっての癒しの場になるよう配慮している。
	○ 4	行動上の問題のある子どもについては、問題となる行動を観察・記録するとともに子ども本人からの訴えを傾聴し、発生の要因やメカニズムなどについて子どもと共に分析して、子どもに説明をしている。
	○ 5	職員の研修等を行い、行動上の問題に対して適切な支援技術を習得できるようにしている。
	○ 6	他の子どもの安全、安心な生活を破壊し、施設の生活を成り立たせなくする暴力行為等に対し、施設全体で対応する仕組みを設け、周囲の子どもの安全を図る配慮をしている。
	○ 7	集積した子どもの行動上の問題に対して、多角的に検証して原因を分析したうえで適切に対応し、また、記録にとどめ、以後の対応に役立てている。
	○ 8	児童相談所、警察機関などの関係機関と日常的に連絡を取るなど、緊急事態への対応が円滑に進むよう対策を図っている。
	○ 9	関係機関を含めてケースカンファレンスを実施し、その対応策などについて検証している。
	○ 10	影響を受けた子どもへの配慮ある支援を行っている。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>子どもに行動上の問題があった場合の対応については、児童相談所との受け入れ調整会議で子どもの特性等の情報を得て、職員会議で共有している。緊急時の対応については、指導要領に基づき組織的な対応が行われている。子どもの問題行動発生時においては、「特別日課指導要綱」に則って、心理担当職員も参加し、個別のプログラムが策定され、実施内容の記録を作成している。職員は県外研修受講や院内研修で身体介入法等の支援技術を習得し、寮職員は24時間2名体制で支援し、緊急時には全職員での応援体制がある。問題が生じた場合は、周囲の子どもの安全を図るため、職員は状況を判断しタイムアウトやクールダウンを実施している。行動上の問題に対して、寮担会議等において原因を分析して適切に対応している。無断外出等、問題が生じた場合は、指導要領に基づきケースカンファレンスや児童相談所、警察等の関係機関と連携して対応策が図られている。施設が子どもの癒しの場になるよう、各寮のロビーは畳敷でテレビ視聴ができる場が設定され、男子寮で子どもたちが金魚や亀等の小動物を飼い、餌やり等を通して命を育む指導に繋げている。女子寮では玄関に花が生けられ、折り紙細工が展示され、球技大会の表彰状や漢字検定等の賞状等が掲示され向上心への配慮が感じられる。</p>	

評価項目		評価結果
(7) 心理的ケア		
64	A⑱	① 必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。 a
判断基準	a	必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。
	b	必要な子どもに対して心理的な支援を行っているが、十分ではない。
	c	必要な子どもに対して心理的な支援を行っていない。
	n	分からない、判断できない。
着眼点	○ 1	心理的なケアを必要とする子どもには、自立支援計画に基づきその解決に向けた心理的な支援プログラムが策定されている。
	○ 2	心理的なケアが必要な子どもへの対応に関する職員研修やスーパービジョンが行われている。
	○ 3	子どものニーズに応じて、有効なプログラムを柔軟に組み合わせたり修正したりして、心理的な支援プログラムを作成している。
	○ 4	心理的な支援プログラムにおいて個別・具体的方法が明示されており、その方法により心理的な支援が実施されている。
	○ 5	日常生活の中で、心理的な支援が行える体制ができています。
	○ 6	必要に応じて心理の専門家から直接的支援を受ける体制が整っている。
	○ 7	子ども個々に心理的ケアの担当者を決め、定期的に心理的な支援を実施している。
	○ 8	定期的かつ必要に応じて心理検査などを行い、ケースカンファレンスを通じて、ケア効果について評価し、見直しを行いながら、継続的に心理的な支援を実施している。
	○ 9	良質な生活環境づくりを行い、施設での生活そのものが心理的ケアとなるような生活環境の提供に努めている。
コメント	<p>■取組状況 2人の心理担当職員に全ての児童を割り当て心理的ケアを行っているが、調査時は一人欠員となっていた。性に関する支援が必要な子どもを対象に個別のプログラムを作成し指導しており、子どもの状況によりプログラムを見直すなど柔軟な支援を実施している。心理担当職員は院内の研修を受けるとともに、必要に応じて精神科医による援助も受けている。自立支援会議に参加し、分校や寮職員と課題を共有して自立支援に向けて援助している。心理担当職員は、必要に応じてLD検査や描画テストを実施し、知能検査については、嘱託医の所属する医療機関に依頼している。2週間に1回全児童に対して面接を通して継続的に心理ケアを実施している。寮担当と日常的に情報交換をして心理面からの視点で支援が行われている。</p> <p>■改善課題 今後も、施設での生活そのものが心理的ケアとなるように、分校と寮職員との綿密な連携による支援に期待したい。</p>	

評価項目		評価結果
(8) 学校教育、学習支援等		
65	A⑳	① 施設と学校の緊密な連携のもと子どもに学校教育を保障している。 a
判断基準	a	生活・学習・進路等の支援が、学校との連携・協力に基づいて行われている。
	b	生活・学習・進路等の支援が、学校との連携・協力に基づいて行われているが、十分ではない。
	c	生活・学習・進路等の支援が、学校との連携・協力に基づいて行われていない。
	n	分からない、判断できない。
着眼点	○ 1	(学校教育が実施されている場合) 日々の子どもの状況の変化等に関する情報が、学校・施設間で確実に伝達できるシステムが確保されている。
	○ 2	原籍校と連携を図り、子どもが不利益をこうむらないように、学習進路等の支援を行っている。
	○ 3	施設と学校が個々の子どもに対する生活支援、学習支援及び進路支援等を相互に協力して実施している。
	○ 4	学校で生じた行動上の問題に対しては、学校と協力して対応している。
	○ 5	学校との協議に基づき、子どもの個々の学習計画を立て、それに応じて支援し、計画の見直しを行っている。
	○ 6	施設は子どもにとって学校で認められ、活躍できる居場所となるように支援を行っている。
	○ 7	個別ケース会議には、原則として施設と学校の担当者が参加して検討している。
	○ 8	家庭復帰を目指す場合は、退所後に通学する学校との連携が適切にとられている。
コメント	<p>■取組状況            学院と分校の緊密な連携による子どもへの学校教育の保障については、子どもが不利益を被らないよう「指導要領」に施設と分校、原籍校との連携が明示されている。分校との連携については、毎日の職員朝会（教頭と養護教諭が参加）や分校下校時の学校の様子を申し送り、ケース会議等で、子どもの様子を確実に伝達する仕組みが確立している。施設と分校の職員室が同室になっており、連携が取りやすい環境にある。昼食を分校の教員が週に2回寮で子どもと一緒に摂っている。分校の教員は、入所1か月目に原籍校を訪問し、情報の共有を図っている。自立支援計画は分校の教員も参加して策定し、生活指導や学習指導、進路指導等を相互に協力して実施している。家庭復帰に向けては、退所後に通学する原籍校と情報交換し連携が適切に行われている。中学3年生に対しては、個々の学習計画に基づいて午後受験対策で補習事業が行われ、女子寮ではボランティアによる受験対策が行われている。原籍校から高校受験する体制がとられている。</p> <p>■改善課題            分校との連携にもとづいて受験生以外の子どもに対して学習計画を作成し、計画に沿った支援に期待したい。</p>	

評価項目			評価結果
66	A⑳	② 学習環境を整備し、個々の学力等に応じた学習支援を行っている。	a
判断基準	a	学習環境を整備し、学力に応じた学習支援を行っている。	
	b	学習環境を整備し、学力に応じた学習支援を行っているが十分ではない。	
	c	学習環境の整備や学力に応じた学習支援を行っていない。	
	n	分からない、判断できない。	
着眼点	○ 1	忘れ物や宿題の未提出が無いよう支援している。	
	○ 2	辞書・参考書等学習に必要な書籍を用意している。	
	○ 3	静かに落ち着いて勉強できるように個別スペースや学習室を用意するなど、中学生、高校生、受験生のための環境づくりなどの配慮をしている。	
	○ 4	年齢や理解力に応じて、自分で学習計画が立てられるなど、学習習慣が身につくよう支援している。	
	○ 5	学校教師と十分な連携をとり、常に子ども個々の学力を把握し、学力に応じた個別的な学習支援を行っている。	
	○ 6	学習ボランティアや学習塾など社会資源を活用して学習支援をしている。	
	○ 7	就業に結びつく資格取得や検定を受ける機会を設けている。	
コメント	<p>■取組状況            学習環境の整備としては、市立中学校の分校と市立小学校の分教室の設置により、学校教育が実施され、特別支援学級では個別の支援が行われている。分校では漢字検定や英語検定を推奨し、合格している子どももいる。寮の居室には個別の学習机を設置し、共用スペースの本棚には辞書や参考書が用意され、朝、夕は30分の学習時間が設定され、個別に出された宿題を中心に行っている。毎朝登校前に職員は、身だしなみの確認や忘れ物等が無いよう確認をしている。中学3年生の高校を受験する子どもへは、午後の日課を個別学習の時間にする配慮がされている。学習ボランティア実施要項を作成し、女子寮の受験生に対しては院外から学習ボランティアの受け入れ、男子寮にはそろばんを教えるボランティアを受け入れて今年度は数名が検定に合格している。</p> <p>■改善課題            子ども自身で学習計画が立てられる支援や個々の学力に応じた学習支援に期待したい。</p>		

評価項目		評価結果
67	A②	③ 作業支援、職場実習や職場体験等の機会を通して自立に向けた支援に取り組んでいる。
判断基準	a	職場実習や職場体験等の機会を通して自立に向けた支援に取り組んでいる。
	b	職場実習や職場体験等の機会を通して自立に向けた支援に取り組んでいるが、十分ではない。
	c	職場実習や職場体験に取り組んでいない。
	n	分からない、判断できない。
着眼点	○ 1	実習先や体験先の開拓を積極的に行っている。
	○ 2	事業主等と密接に連携するなど、職場実習の効果を高めている。
	○ 3	各種の資格取得を積極的に奨励している。
	○ 4	職場実習に対する施設としての取組について、規定を設けるなどして、職員が共通認識をもって、子どもの自立支援に取り組んでいる。
	○ 5	子どもが、作物などの育成過程を通して、協働して作業課題を達成する喜びを体験し、勤労意欲の向上、心身の鍛錬を図れるように支援している。
	○ 6	仲間との共同作業などを通して、人間的ふれあいや生命の尊厳及び相互理解を深め、社会性や協調性などを培うように支援している。
	○ 7	働く体験を積み重ねることで、根気よく最後まで取り組む姿勢など社会人として自立するために必要な態度や行動を育てている。
	○ 8	自然の環境の中での作業体験を通して、情操の育成が図られるように支援している。
	○ 9	作業カリキュラムが策定されている。
	○ 10	ソーシャルスキルトレーニングなどを積極的に実施している。
コメント	<p>■取組状況          学院の指導の基本方針として①生活指導②学習指導③職業（労作）指導の3本柱が設定されている。基本方針の一つである職業（労作）指導は、職場実習や職場体験、作業支援等の機会を通じた自立に向けた支援として、職場体験を実施している。今年度も建設関係等の職場体験に中学3年生の一人の児童が取り組んでいる。職場体験に当たっては「若夏学院入所児童に係る職業指導委託事業実施要領」に基づいて事業主と院長との間で契約書を交わして取り組んでいる。職場体験にあたっては作業プログラムを施設として作成し、挨拶及び作業に必要な服装や持ち物等、作業にあたっての手順に沿って取り組んでいる。ソーシャルスキルトレーニング（目上の人への態度、言葉使い、挨拶等）を心理士により指導がされている。週1回学院の午後の日課に農耕作業があり、黒砂糖作りは地域のボランティアによる技術指導が行われている。院内の農場では用務員の支援で、サトウキビの作付けから収穫、黒砂糖作りまでの一連の工程を全員で行ない、出来上がった黒砂糖は近隣へも配っている。農作物の育成過程を通じて、協働して作業課題を達成する喜びと勤労意欲の向上、協調性等が培われるよう支援されている。農園ではタマネギやジャガイモ、レタス、ブロッコリー等の野菜が栽培され、休日等にそれらの野菜を使って調理する事がある。</p> <p>■改善課題          各種の資格取得の奨励に期待したい。</p>	

評価項目			評価結果
68	⑳	④ 進路を自己決定できるよう支援している。	b
判断基準	a	進路を自己決定できるよう支援している。	
	b	進路を自己決定できるよう支援しているが、十分ではない。	
	c	進路を自己決定できるような支援はしていない。	
	n	分からない、判断できない。	
着眼点	○ 1	進路選択に当たって、必要な資料を収集、多様な選択肢と判断材料を示して子どもと十分に話し合っている。	
	○ 2	進路選択に当たって、保護者等、学校、児童相談所の意見を十分聞くなど連携している。	
	○ 3	早い時期から進路について自己決定ができるような相談、支援を行っている。	
	○ 4	奨学金など進路決定のための経済的な援助の仕組みについての情報等も提供している。	
	○ 5	進路決定後のフォローアップや失敗した場合に対応している。	
	○ 6	中卒児・高校中退児に対して、施設入所を継続し、子どものニーズに応じた社会経験を積めるように配慮し、進路支援をしている。	
		7 高校卒業予定の子どもが入所している場合、進路支援をしている。	
	○ 8	進路支援カリキュラムが策定されている。	
		9 退所後に不安定な生活が予想される場合は、必要に応じて措置延長を利用し、進学あるいは就職した子どもや継続して自立支援を必要とする子どもに対しての支援を継続している。	
コメント	<p>■取組状況  進路の選択にあたっては、施設と分校で進路教育相談として、5者面談（本人、保護者、分校教員、寮職員、原籍校）を7月から1月にかけて3回実施して子どもと十分に話し合っている。今年度は中学卒業対象児が8人（男児7人、女児1人）おり、進学希望者には分校教師が資料を収集し、子どもと一緒に高校説明会へ参加している。1月末日をもって原籍校に転学させて受験申し込みに備える。奨学金など経済的な支援についての情報も提供されている。自立支援計画で進路支援が位置づけられ、進学や就職体験への自己決定に取り組み、分校では受験対応として週2回午後の学習支援が実施されている。寮においても、学習ボランティアを活用して進学に向けた支援をしている。高校不合格児には、速やかに本人と保護者、学校関係者、学院関係者で2次募集に向けて今後の進路等について協議することが「中学生用学校関係事務取扱一覧」の原籍校から進学する児童の手続き欄に明示されている。高校卒業予定の子どもの入所は想定されていないが、過去には、特例として期間限定で高校生を受け入れている。</p> <p>■改善課題  中卒児や高校中退児等に対して、必要に応じて措置延長を利用し、進学あるいは就職に向けての支援の継続が望まれる。</p>		

評価項目

評価結果

(9) 親子関係の再構築支援等

69	A②⑥	① 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
判断基準	a	親子関係の再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。	
	b	親子関係の再構築等のため、家族への支援に取り組んでいるが、十分ではない。	
	c	親子関係の再構築等のため、家族への支援に取り組んでいない。	
	n	分からない、判断できない。	
着眼点	○ 1	自立支援計画には、アセスメントに基づく家族支援の計画が記載されている。	
	○ 2	家族支援の計画は、保護者や児童相談所などの関係機関等と協議して策定され、必要に応じて見直している。	
	○ 3	親子の関係改善を目的に、日常生活の様子や学校、地域、施設等の予定や情報を家族に随時知らせたり、施設行事などへの参加を積極的に促し、その際、受容的なかわりを心掛けて、信頼関係を築くようにしている。	
	○ 4	面会、外出、一時帰宅は、子どもと保護者等との協議によって目標を立て、必要に応じて児童相談所とも連携して実施している。	
	○ 5	子どもや保護者等の安定した関係に配慮し、保護者等の養育力の向上に資するよう支援している。	
	○ 6	家族の抱える課題に対して、児童相談所と連携しながら、または独自に、保護者等と定期的に面接やカウンセリングあるいは家族支援プログラムを行うなど、具体的な支援を行っている。	
コメント	<p>■取組状況 親子関係の再構築等のための家族支援については、「家族支援実施要領」や「家庭復帰プログラム」、「子育て支援プログラム」が作成されている。「家族支援実施要領」には、基本的考え方や主な担当者、面会・外出・外泊等の対応等が規定されている。主な担当は寮担当職員とし、家庭支援専門相談員と心理担当職員等との連携を密に取りながら支援を行うことが規定されている。家族支援の計画は保護者や児童相談所等の関係機関等と協議して策定され、自立支援計画に保護者の意向と家庭（養育者・家族）に対しての長期目標と短期目標・優先的課題が記載されている。家族支援の基本的考え方として、家族との交流については、子どもの意向を尊重した支援を行うと明示されている。面会や外出、一時帰宅については実施要領に明示され、児童相談所との協議により帰宅時や帰省時の留意事項が具体的に明示されている。実際に外出する際は子どもと保護者に対して「許可外出（外泊）にかかる留意事項」の子ども用と保護者用の文書が手渡されている。外出後の感想等が事例によっては子どもだけでなく、保護者にも提出させて関係性について配慮されている。家庭支援専門相談員は、支援開始後に児童の保護者宅への家庭訪問を実施し、家族の抱える課題を具体的に把握している。</p> <p>■改善課題 「家庭復帰プログラム」や「子育て支援プログラム」に基づいたコモンセンスペアレントトレーニングの実施、及び家族に対してカウンセリングを実施する等具体的な支援が望まれる。</p>		